

じゅんかん わかやま

会報

VOL. 44
2020年8月号



癒しの県 和歌山



一般社団法人
和歌山県産業資源循環協会

目 次

1 ごあいさつ	
① 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会	会 長 目良 敏 2
② 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会	名誉会長 武田 全弘 3
③ 和歌山県環境生活部	部 長 田中 一寿 4
④ 和歌山市市民環境局	局 長 和田 年晃 5
⑤ 和歌山県警察本部生活安全部生活環境課	課 長 林 達也 6
2 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会総会・理事会	
① 第8回通常総会 7
② 令和2年度事業計画 9
③ 理事会 14
3 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係	
① 第10回定時総会 15
② 会議報告 15
③ 全国産業資源循環連合会政治連盟 18
④ 全国正会員事務局責任者会議 18
⑤ 近畿地域協議会 19
4 行政ニュース	
① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令について 20
② 和歌山県ごみの散乱防止に関する条例の施行について 26
③ (特別管理) 産業廃棄物の処理に関する講習会等の中止・延期に伴う産業廃棄物処理業の更新許可申請について 27
④ ごみの収集運搬作業をされるみなさまへ 28
⑤ 新型コロナウイルスの廃棄物について 30
⑥ ポリ塩化ビフェニル(P C B) 使用安定器の掘り起こし調査について 31
⑦ 家庭における食中毒予防ここがポイント 32
5 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動	
① 支部研修会 33
② 安全衛生活動事業 34
③ 県外視察研修会 47
④ 不法投棄防止海上パトロール 49
⑤ 収集運搬部会活動 50
⑥ 第23回クリーンアップキャンペーン 51
⑦ 新型コロナウイルス感染症対策支援 52
⑧ 青年部会活動 53
6 事務局だより・情報コーナー	
① 令和2年春の叙勲について 56
② 安全優良職長厚生労働大臣顕彰について 57
③ 建設業の経営事項審査の加点対象について 58
④ (一社) 和歌山県産業資源循環協会における令和2年度労働災害防止計画について 59
⑤ 災害廃棄物処理に対する取り組み 63
⑥ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会 64
⑦ 和歌山県による(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可申請書の添付書類(更新講習会修了証)の取扱い変更について 64
⑧ 許可期限のお知らせ 65
⑨ 「優良産業廃棄物処理業者認定制度」と「エコアクション21」 66
⑩ 会員ニュース 70
⑪ 新入会員の紹介 71
⑫ 協会への入会の勧誘 72
⑬ 全国産業資源循環連合会政治連盟 和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟 73
⑭ 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団から助成のご案内 75
7 編集後記 76

2020.8

就任ごあいさつ



一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

会長 目 良 敏

会員各位には協会運営に対しまして深いご理解とご協力をいただいておりますことに心から厚くお礼申し上げます。

この度当協会の会長に就任させていただきました目良敏でございます。

武田前会長の後を引き継ぎ、これから当協会の会長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まずは武田前会長の16年に及ぶご尽力に心より感謝を申し上げます。

平成16年から16年間の永きにわたり会長職を務められ、平成18年には和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理に関する協定」を締結し、すべての市町村と覚書を交わすなど、発災時の迅速な対応が可能となりました。

平成23年台風21号による紀伊半島大水害の折には、膨大な災害廃棄物を早期処理するため、現場指揮を6か月にわたり執り続け、早期復旧にご尽力されました。本当にありがとうございました。改めてその功績に敬意を表します。

さて、第8回通常総会は去る6月4日に開催しました。新型コロナウイルスの影響により、来賓は招待せず、懇親会も行わない最少人数での開催となりました。

全上程議案について、各位のご承認をいただき、新年度の事業に取り組んでおりますことを、ここに謹んでご報告申し上げますと共に本総会におきまして、各表彰をお受けになられた皆様方には永年に亘り、業界の発展に寄与されたご功績に対しまして、心から敬意を表しあり申し上げますと共に今後も事業繁栄に更なるご活躍をご期待申し上げます。

新型コロナウイルスの世界的な流行により、世界経済は停滞しており、早期のワクチン開発が望まれます。基本的な手洗い・消毒・検温・三密を避けることに充分気を付けて、日常の仕事を継続して頂きたいと思います。

また、地球温暖化が叫ばれて久しいですが、ここ数年毎年のように全国で激甚災害が頻発し、明らかに亜熱帯気候への変化が進展しています。私たち産業廃棄物処理業を営む者もCO₂削減に向けた機材の導入を意識して、3Rと共に一層資源循環に努めていく必要があります。

今後とも会員各位へのサービス向上と不法投棄の防止や災害廃棄物処理など社会貢献活動に取り組んでまいりますので、ご協力をお願いします。

最後に願わない事ではありますが、将来発生が予想される東南海地震発災に取り組む研修を繰り返し実施しているところでありますが、我々は廃棄物処理のプロであり、今後とも処理技術の向上を目指し、研修を重ねてまいりますので会員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。最後になりましたが労働災害の絶滅に取り組んでおられる各位のご健勝、ご繁栄を祈念申し上げ機関誌発刊にあたってのご挨拶と致します。

2020.8

振り返って 21 年



一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

名誉会長 武田全弘

新型コロナウイルス、そして令和 2 年 7 月豪雨犠牲になられた方々に哀悼の意をささげますと共にご遺族と被災された方々に心からのお見舞を申し上げます。

さて、私は 6 月の通常総会役員改選におきまして、協会会长職を辞任させて頂きました。平成 11 年 6 月に協会理事として入会させて頂きましたが、21 年間お世話になりました。理事就任時は協会員数が 27 社で、社団法人としての体をなしておりませんでした。

当時、一般行政には何の知識経験もなく暗中模索の中で反社会的勢力が影響を持つ企業も散見され、少なからず協会運営に支障を期す事案もあり、各行政からの信頼を得られる状況ではありませんでしたが徐々に会員各位の協力を得ながら 200 数社の会員に支えられる協会に成長して参りました。

平成 23 年 9 月紀伊半島豪雨によって中紀、紀南各地で甚大な被害を被りましたが各位のご理解とご協力によって早期に生活環境の保全を確保、復旧の一翼を担って頂きました。

今、全国各地で災害が発生しており、本県も何時、被災するやも知れない現況を踏まえ、処理体制を確保し、処理能力の充実と技術の向上に努めていただき、目良新会長を中心に各役員と会員が一丸となり協会の実力向上に取り組んでいただきたいと願っています。

終わりにあたり、各会員企業のご繁栄と各位のご多幸を祈念申し上げながら退任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

2020.8

ごあいさつ



和歌山県環境生活部長 田 中 一 寿

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の会員の皆様には、平素より和歌山県行政全般にわたり、とりわけ廃棄物行政に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

はじめに、年初から世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症による混乱の中において、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置づけられております廃棄物処理に関する事業者の皆さんにおかれましては、十分な感染拡大対策を講じながら処理業務を安定的に継続してくださり、誠にありがとうございます。引き続き、皆さん方御自身が感染することのないよう細心の注意を払いながら、廃棄物処理業務を遂行してくださるようお願い申し上げます。

さて、県では平成28年12月に策定した第4次和歌山県廃棄物処理計画に基づき、持続可能な循環型社会の構築を目指して廃棄物の排出抑制・再使用・再利用、不法投棄の防止などに取り組んできたところです。今年度は計画の最終年度になりますが、産業廃棄物関係については貴業界の御協力もあって、概ね目標を達成できる見込みです。

一方、プラスチックごみによる海洋汚染が深刻になっております。この問題を解決するためには、言うまでもなくプラスチックごみが海洋へ流出することを防止する取組の強化が必要です。そこで、県ではゴミの散乱を「しない」、「させない」、「許さない」を合言葉に、ごみの適正処理の教育啓発と監視取締りを柱とした「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」を制定しました。ごみをみだりに捨てることを絶対に許さないという条例です。

県民のみなさん一人一人の行動が、広域的な環境の保全、将来にわたる県民の皆さんの健康で文化的な生活の構築につながりますので、条例の目的達成のために御協力をお願いします。

それから災害廃棄物の処理についてです。紀伊半島大水害の時には、貴協会の御協力もいただきスムーズに処理を進めることができました。本年も7月に九州や東北地方で豪雨災害が発生しましたが、コロナウイルス感染症の影響もあり災害廃棄物の処理に大変苦労されているということを聞いております。言うまでもなく災害廃棄物の処理は復旧、復興のスピードに大きく影響します。そのために、いかに分別をシステム化に行うかが重要になってきますので、今年度は住民参加の訓練なども行います。いつ起こってもおかしくない災害に備えて、貴協会に期待する部分は大変大きいので、訓練などの指導も含めて御指導、御協力を強くお願いします。

最後に、廃棄物の適正処理は生活の基礎です。今後も廃棄物の適正処理の推進、循環型社会の構築のために、一層の御支援、御協力をお願い申し上げますとともに、貴協会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝を祈念し御挨拶といたします。

2020.8

ごあいさつ



和歌山市市民環境局長 和田年晃

平素から一般社団法人和歌山県産業資源循環協会及び会員の皆様におかれましては、本市の環境行政に格別のご理解とご協力を賜り、また廃棄物の適正処理の推進にご尽力いただきいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

この度貴協会におかれましては、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会第8回通常総会が無事開催されましたこと、心からお慶び申し上げます。前会長武田全弘様には、長年にわたり、産業廃棄物の適正処理にご尽力いただき、感謝の意を表します。目良敏会長におかれましては、新会長に就任されたこと、心よりお祝い申し上げます。引き続きご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

全世界における新型コロナウイルスの感染拡大という課題に直面している今、地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上の重要性は増してきています。「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、廃棄物処理は国民の安定的な生活の確保及び社会の安定の維持のために不可欠な業務と位置付けられています。しかしながら、感染防止の観点から会議や講習会が中止、延期をやむを得なくなり、品不足の影響からマスクや防護服の調達が困難になるなど、廃棄物処理事業に大きな影響がでています。コロナ禍における新しい生活様式が求められるなか、本市の廃棄物処理事業は滞りなく継続できるよう、貴協会のご協力もいただきつつ円滑に取組んでいきたいと考えております。またこのような状況の中、貴協会の御好意により、本市にサージカルマスク3,000枚の寄贈を賜りました。和歌山市政に対し、深いご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて本年は、廃棄物処理法が公布されて50年の年になります。廃棄物処理法は、公害問題に始まり不法投棄、ごみの減量、リサイクルの促進等様々な問題と立ち向かいながら、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とし、今日までの廃棄物処理を律する役割を果たしてきました。今後も廃棄物をとりまく情勢は日々変遷し、適応する能力が求められますが、技術の開発に伴い、新たな価値の創造がなされるのも廃棄物処理事業界でございます。従来から求められている適正処理の推進にとどまらず、これまで以上に使用量の削減や発生抑制、再使用、再生利用に取り組んでいただくとともに、行政としましてもこれらの高まる社会的重要性を十分に認識し、循環型社会の核としての役割を担う貴協会とはさらなる協働を図ってまいりたいと思います。今後とも本市の環境行政のみならず、共に魅力ある和歌山市を創り上げていくため、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会及び会員の皆様の今後益々のご発展とご活躍、ご健勝を祈念申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

2020.8

ごあいさつ



和歌山県警察本部生活安全部
生活環境課長 林 達也

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の皆様には、平素より、警察活動各般にわたり、ご理解、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

とりわけ、産業廃棄物の不法投棄の未然防止及び被害の拡大防止に関しましては、日頃からその適正処理の指導に努められるとともに、関係機関と連携して、例年、不法投棄防止巡回パトロールや海上パトロール、海岸におけるクリーンアップキャンペーン、廃棄物の撤去活動等、様々な環境保全活動に積極的に取り組まれておりますことに、改めて感謝と敬意を表する次第であります。

さて、これまで当県警察では、「総合的な環境保全対策」として、警察による積極的なパトロールに加え、民間ボランティア「紀の国環境モニター」を委嘱するなどして、廃棄物の不法投棄の早期発見に努めており、昨年には紀の国環境モニターを14名増員するなど、体制の強化を図っているところであります。

これらの取組とともに、関係機関と緊密に連携を図ることで不法投棄事犯の早期発見と未然防止に努めてきた結果、近年、県下では大規模な廃棄物の不法投棄事犯の認知には至っておりません。

しかしながら、全国的にも廃棄物の不法投棄事犯等は減少傾向にあるとはいえ、令和元年中、全国で廃棄物事犯の検挙件数は5,375件（前年比-108件）と、ほぼ横ばいのまま高止まりしている状況であり、当県に至っては廃棄物事犯の検挙件数は88件（対前年比+22件）と4年連続の増加となっており、未だに環境犯罪は後を絶たない状況であります。

環境犯罪の中には、一度発生すれば自然環境を破壊したり、深刻な健康被害を及ぼす等、県民生活に重大な影響を与えるものもあることから、その未然防止はもちろん、早期発見、早期措置による被害の拡大防止が極めて重要であります。

県警察と致しましては、これからも、関係機関と更なる連携を図りながら、様々な機会を通じて広報・啓発活動を図り、これら事犯の早期把握・未然防止に努めるとともに、積極的な取締りを推進していく所存であります。

結びになりますが、貴協会及び会員の皆様方の益々のご発展とご活躍を祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

2 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 総会・理事会

2-① 第8回通常総会

令和2年6月4日（木）午後3時より、第8回通常総会をダイワロイネットホテル和歌山（和歌山市）で開催しました。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会員の皆様にはできる限り書面での議決権行使にご協力をいただき、規模を縮小しての開催となりました。

総会には165名（出席24名、委任状45名、議決権行使書96名）が出席し、赤井理事が議長に選任され、令和元年度事業報告・決算報告、令和2年度事業計画（案）・予算（案）について審議され、いずれも承認可決されました。

第1号議案 令和元年度事業報告

第2号議案 令和元年度収支決算報告（監査報告）承認の件

第3号議案 令和2年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 令和2年度収支予算（案）承認の件

第5号議案 任期満了に伴う役員改選の件

令和2年度表彰は次の方々が受賞されました。（敬称略）

◎（一社）和歌山県産業資源循環協会会长表彰

功労者表彰：松尾 廣（理事・小椋リビングクリーン株式会社）

優良事業所表彰：有限会社サンライト（和歌山市）

：株式会社梶原土建（御坊市）

：株式会社ジャルク（橋本市）

：株式会社峠商店（海南市）

：中村冷機株式会社（新宮市）

優良従事者表彰：増田 直美（株式会社松田商店・和歌山市）

◎（一社）和歌山県産業資源循環協会安全衛生推進委員会安全衛生表彰

安全衛生活動3年表彰：株式会社日ノ本組（和歌山市）

：株式会社井奥建材工業（和歌山市）

：株式会社資源開発（田辺市）

：日置川開発株式会社（白浜町）

：株式会社関組（和歌山市）

：益田工業有限会社（和歌山市）



安全衛生活動優良従事者：木村 明弘（三笠建設株式会社・和歌山市）
 : 榎本 隆規（有限会社平安堂商事・和歌山市）
 : 山田 繁樹（有限会社日置川清掃・白浜町）

また、役員改選では、平成16年から会長を務めて
 こられた武田全弘会長が退任され名誉会長に、次の方々
 が新役員に選任され、目良敏副会長が新会長に就任
 しました。

なお、井川朗副会長、貴志修三副会長につきまして
 は、同日付で退任され感謝状が贈られました。



会長	目良 敏	株式会社目良建設	新任
副会長	松田 美代子	株式会社松田商店	再任
副会長	松尾 廣	小椋リビングクリーン株式会社	新任
副会長	北 敏彦	株式会社吉田組	新任
副会長	須磨 徳裕	株式会社吉建	新任
専務理事	山本 彰徳	一般社団法人和歌山県産業資源循環協会	再任
理事	吉村 享	株式会社ヴァイオス	再任
理事	南 太敦	株式会社南クレーン	再任
理事	赤井 靖	赤井工業株式会社	再任
理事	瀧本 利生	有限会社国辰商事	新任
理事	井口 恵司	和歌山スチール協同組合	新任
監事	森脇 敏夫	森脇税理士事務所	再任
監事	堀江 佳史	紀北はしもと法律事務所	再任

新役員諸氏



2-② 令和2年度事業計画

I 協会運営事業

1 組織の強化・充実

(1) 正会員と賛助会員の新規加入促進

会員数の増加は、協会の財政基盤の強化と社会的地位の確立を図る上で、大変重要な課題である。このため、県内の未加入業者に対し、許可講習会等での加入啓発及び会員並びに関係者の協力を得ながら一層の加入促進を図り組織の強化に努める。

(2) 変貌する業界環境に対応するため、支部及び業務部会活動の充実を図る。

2 公益法人制度に対応した取り組みの推進

一般社団法人として、産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上及び資源の有効活用を図り、産業の健全な発展に貢献すべく努める。

3 総会・理事会・常任理事会

協会の運営及び事業の円滑な推進を図るため、総会・理事会・常任理事会を開催する。

4 表彰事業

産業廃棄物の適正処理業務を通じて、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与し、事業活動を通じて協会の発展に貢献のあった会員や会員事業所及び従業員の方々に対し、その功績を讃え、顕彰するため、表彰を行う。また、必要に応じて各種表彰の推薦などを行う。

II 社会貢献事業

1 不法投棄防止活動

(1) 収集運搬部会を中心とした会員による不法投棄防止巡回パトロールを隨時実施し、和歌山県、和歌山市等関係行政機関との連携を強化し、産業廃棄物の不適正処理防止に努めるとともに、収集が困難であると判断した場合は、可能な範囲に絞って撤去作業を実施し、地域の環境保全に努める。

(2) 不法投棄を監視するため、和歌山県、和歌山市、和歌山海上保安部及び当協会による海上パトロールを実施する。

(3) 和歌山県、和歌山市、和歌山県警察本部、和歌山海上保安部、田辺海上保安部及び当協会で構成する和歌山県廃棄物不法処理防止連絡協議会に参加するとともに、情報交換、各種施策に協力し、不適正処理の防止に努める。

2 車椅子贈呈事業

会員の親睦・交流を図り、加えて業運営の情報交換等を目的に、ゴルフコンペ（年2回）を開催する。ゴルフコンペはチャリティ事業として実施し、県下の市町村に車椅子等の贈呈を行う。

3 イメージアップ作戦の展開

産業廃棄物処理の重要性と社会貢献性を広く認識してもらうため、クリーンアップキャンペーン等の各種ボランティア活動の展開と普及啓発、広報活動を推進していく。

4 災害廃棄物処理体制の充実・強化

平成18年度、和歌山県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、平成23年9月の台風12号で発生した災害廃棄物の処理について多数の会員から協力を得て復旧作業に貢献した。今後も、会員のさらなる協力拡大を図るとともに、災害発生時における連絡体制の整備や会員による事業継続計画（BCP）により災害廃棄物処理支援体制を充実・強化する。また、大規模災害発生時には、県知事の指示により災害廃棄物処理支援要員と協会会員とのチームによる市町村への迅速な処理支援を行う。さらに、平時の備えとして、各市町村と締結した覚書に基づき連携強化に取り組む。

III 講習・研修事業

1 研修事業

- (1) 会員のための県外の先進地視察を行い、広く産業廃棄物処理の知識と技術の向上を図る。
- (2) 各種講演会、研修会及び講習会を開催して、従業員の能力開発を図るとともに、産業廃棄物処理に関する動向などに関する研修を行う。
- (3) (公社)全国産業資源循環連合会の委託を受け、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の実施受付機関として協力する。

2 労働安全衛生の取り組み

- (1) 会員企業の安全衛生活動の充実を図り、職場環境の整備、機器の安全、従業員の健康対策等を改善し、快適な職場づくりに努めるとともに労働災害の未然防止、再発防止に取り組むため、研修会、相互安全衛生パトロールを実施する。
- (2) 事業場自らが行う自主的な安全衛生対策として、「リスクアセスメント」の推進を図る。

- (3) 国、中央労働災害防止協会が事業場における自主的な労働災害防止活動を推進し安全意識の高揚を図るため、7月1日から7日までを「全国安全週間」として主唱していることを受けて、それぞれの職場において労働災害防止の重要性を認識していただくため、周知を図る。
- (4) (公社) 全国産業資源循環連合会が策定する「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」(平成29年度から3年間)の目標達成に向け、当協会における「令和元年度労働災害防止計画」に基づき、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図る。

3 廃棄物処理法等の関係法令改正への対応

廃棄物処理法等の関係法令改正への対応が円滑に行えるよう、研修会、講習会を随時開催するとともに、速やかに情報提供する。

IV 産業廃棄物適正処理推進事業

1 調査研究事業

- (1) 産業廃棄物処理に関する情報収集及び調査研究を行い、積極的に情報の提供を行う。
- (2) 資源循環型社会の構築に向けた新しい取り組みに関する調査研究を引き続き行う。
- (3) 産業廃棄物処理施設の整備・確保に関する調査研究を行う。
- (4) 産業廃棄物の収集運搬及び処分について、会員に対する適正料金の維持並びに行政や排出事業者に対する理解と協力要請を行い、処理処分料金の適正化を図る。
- (5) (公社) 全国産業資源循環連合会近畿地域協議会の再生利用促進検討会議に参加するとともに、再生碎石の在庫状況等を把握し、利用促進を図る。

2 相談指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関して、市町村、排出事業者、処理業者の相談に応じ助言指導を行い、また情報を提供する。

(1) 情報提供、資料の整備

指導普及の充実を図るため、関係行政機関、関係団体の協力により、産業廃棄物の処理及び再生利用に関する情報等を収集し、資料を整え、会員に情報提供する。

(2) 各種相談

産業廃棄物処理に関する法律的、技術的な相談に応じていく。また、排出事業者の委託処理に対して処理技術の高い会員企業等を紹介し、適正処理の推進と協会組織活動による会員メリットに連携が図れるよう努める。

3 産業廃棄物処理業優良化推進事業の取り組み

国においては、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者等に産業廃棄物の処理委託することを促進している。これを受け、（公社）全国産業資源循環連合会は「電子マニフェストの普及」、「エコアクション21の認証取得」に取り組んでおり、当協会においても、会員企業の優良化を推進する。

4 機関誌の発行、出版物の紹介・斡旋事業

- (1) 会報「じゅんかん わかやま」を年2回（1回430部）発刊し、関係法令の改正等の行政機関に関する情報、協会活動の状況、産業廃棄物処理についての各種情報等を正確かつ迅速に提供する。
- (2) 産業廃棄物関係の優良図書の紹介及び斡旋又は頒布を行う。
- (3) その他、処理業者に参考となる各種印刷物の随時配布を行う。

5 産業廃棄物管理票等の頒布

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、（公社）全国産業資源循環連合会の公益事業（一部発行元：建設六団体副産物連絡協議会の建設廃棄物管理票を含む。）として、協会が普及頒布の協力をに行っており、電子マニフェストについては、行政機関及び（公財）日本産業廃棄物処理振興センターと連携し、説明会を開催する等普及啓発に努める。また、車両表示板や（公社）全国産業資源循環連合会の紹介物品等の有償頒布を行う。

6 巡回指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等の一層の推進を図るため、排出事業者、処理業者に対し、巡回指導を行う。

V 情報交流活性化推進事業

1 地球温暖化対策の取り組み

（公社）全国産業資源循環連合会は、平成29年3月に「低炭素社会実行計画」を改訂し、2030年度における温室効果ガスの排出量を基準年度（2010年度）に対し、10%削減することを目標としている。今後も各事業場において、温室効果ガス排出量を低減するための施設の導入や省エネルギー対策等の取り組みを促進するため、会員企業への働きかけや情報提供を行う。

2 他団体との交流・連携

産業廃棄物は広域的な処理体制の確保が重要であるが、産業廃棄物をとりまく情勢

は厳しく、その適正処理が各地域の共通の課題となっているため、各団体との交流を深め、連携強化を図りながら、問題解決に対処する必要がある。このため、（公社）全国産業資源循環連合会並びに他の都道府県の産業廃棄物処理業者団体との連携を密にして、本協会の地位の向上に資する。

3 関係行政機関との連携・協力

産業廃棄物の適正処理の推進と業界の社会的地位の向上を図るとともに、的確な情報収集のため、和歌山県、和歌山市等と当協会との懇談会・各種会議等を開催し、意思疎通を図り、廃棄物行政の一体化に協力していく。

4 委員会及び部会並びに各支部の活動推進

廃棄物処理法や労働安全衛生等の関係法令の改正や業界の環境の変化に的確、迅速に対処するため、各委員会及び部会並びに支部会議等を開催して会員相互の情報交換や意見、要望などを取りまとめ問題解決に努力する。

5 青年部の育成

青年部活動を推進し、会員の後継者の育成指導を行うとともに会員の拡大を図る。

また、全国産業資源循環連合会青年部協議会・近畿ブロック青年部協議会活動を通じて相互の交流と研鑽を促進する。

VI 受託業務

1 関係公益団体からの業務の受託

前年度に引き続き継続性のある受託業務について、特に安全性に留意しながら的確に事業を実施する。

2 自治体からの業務の受託

和歌山市から法定手続連絡業務を受託し、事業を実施する。

2-③ 理事会

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の理事会及び常任理事会が次のとおり開催されました。

◆令和元年度第4回理事会及び常任理事会

開催日：令和2年2月13日（木）

場 所：酒直ビル1F協会会議室

議 案：①第8回（令和2年度）通常総会の日程等について

②役員改選について

③新入会員及び退会会員承認の件について

④令和2年度一般社団法人和歌山県産業資源循環協会被表彰者について

⑤令和2年度全産連表彰推薦について

⑥次回理事会の開催日程について

⑦その他

について協議のほか、

11件の報告がありました。



◆令和2年度第1回理事会

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面による理事会となりました。

議 案：①第8回（令和2年度）通常総会の上程議案について

②公益目的支出計画実施報告書の提出について

③（公社）全国産業資源循環連合会総会開催について

④新入会員及び退会会員承認の件について

⑤職員就業規程の一部変更について

⑥第5回親睦ゴルフコンペ開催について

⑦収集運搬部会不法投棄防止巡回パトロールの実施について

⑧海上パトロールの実施について

⑨クリーンアップキャンペーンの実施について

⑩産業廃棄物処理実務者研修会の開催について

⑪次回理事会の開催日程について

⑫その他

について協議のほか、16件の報告がありました。

3 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係

3-① 第10回定時総会

第10回定時総会は書面決議により承認されました。

議案：第1号議案 令和元年度事業報告並びに令和元年度決算案承認の件

令和元年度監査報告

第2号議案 任期満了に伴う役員改選の件

について承認・可決されました。

令和2年度公益社団法人全国産業資源循環連合会表彰では、功労者25名、地方功労者75名、優良事業所23社、地方優良事業所117社、優良従事者175名が受賞されました。

<当協会関係で受賞された方>（敬称略）

優良事業所：有限会社国辰商事

地方優良事業所：株式会社古勝

：有限会社南クレーン

：田辺工業有限会社

：奥田建材

優良従事者：細川 仁晃（株式会社日ノ本組）

3-② 会議報告

○新年賀詞交歓会

開催日：令和2年1月16日（木）

場所：明治記念館「蓬莱の間」（東京都）

出席者：会長 副会長 専務理事

○第47回理事会

開催日：令和2年1月16日（木）

場所：明治記念館「孔雀の間」（東京都）

出席者：会長

議題：<決議事項>

第1号議案 部会運営委員会委員の選任について

<協議事項>

（1）役員等の改選スケジュールについて

（2）令和2年度（2020年度）事業計画骨子案について

- (3) 令和元年度の産業廃棄物適正処理推進センター基金への出えんについて
- (4) 次回理事会その他の日程について
- (5) その他

○令和元年度第4回災害廃棄物委員会

開催日：令和2年1月17日（金）
場 所：公益社団法人全国産業資源循環連合会 会議室（東京都）
出席者：専務理事
議 題：(1) 事例発表及び意見交換（福岡県協会及び熊本県協会から）
（2）環境省からの発表及び意見交換
（3）その他

○令和元年度第3回安全衛生委員会

開催日：令和2年2月20日（木）
場 所：公益社団法人全国産業資源循環連合会 会議室（東京都）
出席者：会長
議 題：(1) 産業廃棄物処理業における第2次労働災害防止計画（案）
（2）令和2年度の安全衛生事業方針について
（3）その他

○令和元度全国正会員会長・理事長会議

開催日：令和2年2月21日（金）
場 所：ホテル福島グリーンパレス（福島県）
出席者：会長 専務理事
議 題：(1) 役員等の改選スケジュールについて
（2）令和2年度事業計画骨子について
（3）税制改正要望について
（4）人材育成事業の取組状況について
（5）働き方改革関連法の実務点検について
（6）その他

○第48回理事会

開催日：令和2年3月10日（火）
場 所：公益社団法人全国産業資源循環連合会 会議室（東京都）
出席者：会長
議 題：<決議事項>
第1号議案 令和2年度事業計画案並びに収支予算案について
第2号議案 令和2年度表彰選考委員会の委員委嘱について
第3号議案 令和元年度産業廃棄物適正処理推進センター基金への出えん
について

<協議事項>

- (1) 令和元年度収支決算見通しについて
- (2) 第10回定時総会運営概要について
- (3) 次回理事会その他の日程について
- (4) その他

○令和2年度第1回災害廃棄物委員会（web会議）

開催日：令和2年4月14日（火）

出席者：専務理事

議題：(1) 環境省からの「産業廃棄物処理業界の災害対応力向上に向けて」の検討
依頼を受けた対応について
(2) 今後委員会で扱う課題の整理及び委員会報告の取りまとめの方向について

○第49回理事会（書面決議）

開催日：令和2年6月18日（木）

議題：<決議事項>

第1号議案 第10回定時総会の招集事項を以下の通りとする。

- (1) 開催日及び開催場所
決議の省略の方法により行う（第10回定時総会を「みなし決議総会」とする。）。
- (2) 議題
 - ①令和元年度事業報告並びに令和元年度決算案承認の件
 - ②任期満了に伴う役員改選の件

第2号議案 表彰選考委員会の選考結果の承認について

○第50回理事会（書面決議）

開催日：令和2年7月9日（木）

議題：<決議事項>

第1号議案 会長（代表理事）選定の件

第2号議案 副会長及び専務理事（業務執行理事）の選定の件

○令和2年度第2回災害廃棄物委員会（web会議）

開催日：令和2年7月28日（火）

出席者：専務理事

議題：(1) 災害廃棄物処理に関する全国産業資源循環連合会と日本災害対応システムズの連携の進め方について（日本災害対応システムズの取組の説明及び意見交換）
(2) その他

3-③ 全国産業資源循環連合会政治連盟

○第51回理事会

開催日：令和2年1月16日（木）

場 所：明治記念館「かしわ・あやめの間」（東京都）

出席者：会長

議 題：（1）第18回全国産業資源循環連合会政治連盟代議員会議案書（案）

- ・2019年における活動報告及び収支実績報告
- ・2020年における活動計画及び予算案
- ・任期満了に伴う代議員・役員の選出について

（2）令和2年度税制改正に関する要望について（結果報告）

（3）産業・資源循環議員連盟PT報告書のフォローアップ状況

- ・業務主任資格者制度について
- ・建設汚泥再生品等の利用促進について
- ・外国人技能実習制度の導入について

（4）その他

○第18回代議員会

開催日：令和2年2月21日（金）

場 所：ホテル福島グリーンパレス「瑞光西の間」（福島県）

出席者：会長

議 題：（1）2019年活動報告（案）並びに2019年収支決算報告（案）

- （2）令和2年令和3年代議員及び理事・監事の選出
- （3）令和2年活動計画（案）並びに収支予算（案）
- （4）その他

3-④ 全国正会員事務局責任者会議

開催日：令和2年1月31日（金）

場 所：アジュール竹芝「天平の間」（東京都）

出席者：専務理事

議 題：（1）令和2年度事業運営について

- ①役員改選のスケジュールについて
- ②令和2年度事業計画骨子案について
- ③令和2年度産業廃棄物処理実務者研修会の開催について
- ④令和2年度許可講習会等に係る業務委託契約について
- ⑤令和2年度電子マニフェスト運用支援事業について
- ⑥連合会マニフェスト等の注文受付時間の変更について

- ⑦税制改正要望について
 - ⑧優良認定基準の見直しに係る省令改正の概要について
 - ⑨外国人技能実習制度の導入に向けた進捗状況等について
 - ⑩人材育成事業の取組状況について
 - ⑪令和2年度「産業廃棄物処理施設賠償責任保険」の募集について
 - ⑫働き方改革関係法の実務点検について
 - ⑬その他
- (2) 環境省説明
- ⑭産業廃棄物処理業界の災害対応力向上に向けて（案）
- (3) その他
- ⑮正会員協会からのお知らせ・報告（1協会2分、5協会程度）

3-⑤ 近畿地域協議会

1. 開催日：令和2年2月28日（金）

場 所：ホテルオークラ神戸「メイフェア」（兵庫県）

出席者：30名（うち当協会4名）

議 題：(1) 令和2年度公益社団法人全国産業資源循環連合会表彰被表彰者推薦書の提出について及び令和2年度緑十字賞候補の推薦について

(2) 任期満了に伴う役員等新規（再任）候補者の推薦準備について

(3) 環境省近畿地方事務所資源循環課による近畿地域協議会統一様式「産業廃棄物処理事業所による災害廃棄物の処理能力調査」の実施結果について

(4) 令和元年度再生碎石等に関する調査結果について

(5) 次回開催予定について

(6) その他

2. 開催日：令和2年7月3日（金）

場 所：スイスホテル南海大阪「芙蓉」（大阪府）

出席者：39名（うち当協会6名）

議 題：(1) 令和2年度公益社団法人全国産業資源循環連合会任期満了に伴う役員等新規（再任）候補者の推薦結果について

(2) 公益社団法人全国産業資源循環連合会近畿ブロック協議会大規模災害発生時の災害廃棄物の処理等の応援に関する協定書（案）について

(3) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う許可講習会等の中止による同講習会等の早期回復措置及び各府県協会への委託費の減収に関する支援について（要望）

(4) 次回開催予定について

(5) その他

4 行政ニュース

4-① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

令和2年7月
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

1. 改正の趣旨

近年、非常災害が毎年のように全国各地で頻発し災害廃棄物が大量に発生している状況にあり、これらを適正かつ迅速に処理する必要があること、また、PCBを含有する安定器が一般廃棄物として排出されるものを中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）を活用し適正に処理する必要があることから、一般廃棄物処理施設の設置に係る特例について所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物の処理を可能とする特例の創設（規則第12条の7の16）

産業廃棄物処理施設の設置者は、非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、法第15条の2の5第1項に基づき事前に届出を行うことにより、産業廃棄物処理施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず（規則第12条の7の16第1項の規定にかかわらず）、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理することができることする。

なお、法第15条の2の5第2項の規定により、非常災害時は、その処理を開始した後、遅滞なく届け出れば足りる。

(2) PCB廃棄物の一般廃棄物処理施設設置に係る特例対象への追加（規則第12条の7の16）

法第15条の2の5第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象に、PCB廃棄物及びその処理施設を追加する。

3. 公布・施行

令和2年7月16日公布、同日施行予定

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見の募集の結果について

令和2年7月16日

環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

令和2年5月27日（水）から6月25日（木）にかけて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集を行い、その結果を以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ御礼申し上げますとともに、今後とも廃棄物の適正処理の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 実施期間等

- 募集期間：令和2年5月27日（水）～令和2年6月25日（木）
- 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載
- 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）フォーム、電子メール、郵送、FAX

2. 御意見の件数

16件

※なお、本省令案とは直接関係のないご意見（1件）がございました。

3. 御意見の内容及び御意見に対する回答

別紙のとおり

4. 本件に関する問い合わせ先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

電話：03-3581-3351（内線6857）

廃棄物規制課

電話：03-3581-3351（内線6876）

パブリックコメントでいただいたご意見の概要及び回答

省令案の内容に対する御意見

御意見の概要		御意見に対する考え方
1	廃棄物処理法第15条第1項の規定による設置許可を要しない産業廃棄物処理施設による災害廃棄物処理ができないことが課題であり、毎年発生する災害による廃棄物の処理を迅速・円滑に進めるためにも、主体に「産業廃棄物処理施設の設置者」とともに「産業廃棄物処分業の許可業者」を加えていただきたい。	本改正の対象である廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の7の16の規定の根拠となる廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の5の規定においては、都道府県知事に対する届出により、処理施設を一般廃棄物処理施設として設置することができる主体は、法第15条第1項の規定による許可に基づく産業廃棄物処理施設の設置者と規定されています。 そのため、法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可業者であることのみをもつて、当該届出により、産業廃棄物処理施設において災害廃棄物処理はできませんが、本改正により、産業廃棄物処理施設の設置者であれば、当該施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を広く処理することができるとして、非常災害により大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することが可能であると考えております。
2	災害廃棄物を処理する場合、産業廃棄物処理施設の設置許可施設のみならず設置許可の範囲外施設でも、選別・破碎等の最大能力が5トン/日以上となる場合、法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可が必要となるとともに、通常であれば同時に建築基準法第51条の但し書きによる許可や都市計画の位置決定が必要となるため、廃棄物処理法だけでなく他法令の緩和策についても省令等で明確にするべきである。	建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条において、都市計画区域内においては、ごみ焼却場等は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているか、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合等でなければ、新築し、又は増築してはならないとされています。 なお、本改正による規定は、法第15条第1項の規定による設置許可を受けている既存の産業廃棄物処理施設の活用を前提としているため、建築基準法第51条にいう新築又は増築がなされるケースは段階想定しておりません。
3	産業廃棄物処理業者においては排出事業者との契約に基づいて産業廃棄物の処理も適正に行わなければならぬいため、災害廃棄物の処理を優先すると、産業廃棄物の処理が滞り、保管上限を超えるおそれもあることから、災害廃棄物を受け入れた産業廃棄物処理業者における災害時の産業廃棄物の保管基準を緩和する特例規定を設けるべきである。	本改正による規定の適用は、非常災害により生じた災害廃棄物の処理が行われる期間のみに限られ、当該災害廃棄物の処理が完了した時点で同規定は適用されず、該当施設における災害廃棄物の受け入れはなくなります。本改正による規定の適用に当たっては、通常の産業廃棄物の処理に支障が生じないよう、自治体等と連携して適正処理の確保に努めてまいります。

<p>非常災害時に環境省が、その都度、特例省令を公布することで、災害廃棄物のうち安定型産業廃棄物と同一性状のものは、法第15条の2の5の規定に基づき届出を行うことにより安定型産業廃棄物最終処分場で災害廃棄物を処分できるところが、時間がかかるため、災害の都度、特例省令を発出しなくてよい4ように改正しておくべきである。</p>	<p>本改正により、法第15条の2の5の規定に基づき届出を行うことで、当該産業廃棄物を有する災害廃棄物を處理する施設において處理する産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を處理することができるところとなるため、廃棄物の處理及清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物についても、特例省令を定めることなく安定型最終処分場において処理することができるなどなると考えております。</p>
<p>水面埋立の安定型産業廃棄物最終処分場は、廃棄物処理法施行令第7条第14号口に規定する産業廃棄物処理施設には該当しないため、これまで災害時に公布していた特例省令も効力を發揮できていないことから、省令改正に当たつては、水面埋立の安定型産業廃棄物最終処分場も対象になるよう既存の産業廃棄物処分業の許可5を受けている産業廃棄物の種類と同一の種類の災害廃棄物を処理できるように改正するべきである。</p>	<p>水面埋立による安定型最終処分場の運用については、本改正により措置する「令第七条各号に掲げる産業廃棄物処理施設」には該当しないことから、当該施設において災害廃棄物処理はできませんが、本改正により、施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該産業廃棄物と同様の性状を有する産業廃棄物を広く処理することができるるとし、非常災害により大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することが可能であると考えております。</p>
<p>性状とは具体的に何を指すか(固体状、泥状、液状の別程度か)、また、どの程度同様であることを求めるい6るのかがわからず、いざ災害が発生した際に混亂が生じる恐れがあるため、同様の性状について具体的な例示をもつて周知していただきたい。</p>	<p>本改正による規定における「令第七条各号に掲げる産業廃棄物」と「具体的な種類等」について具体的な例示としては、本改正省令に係る施行通知において具体的にお示します。</p>
<p>法第15条第1項の規定に基づく許可を有する施設において、その他の品目(金属くずや繊維くず等)の許可もある場合は、それらも処理できるようにしていただきたい。</p>	<p>法第15条第1項の規定に基づく許可を有する産業廃棄物処理施設においては、金属くずや繊維くず等であっても、それらが当該施設の設置許可に係る産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物に該当するのであれば処理することができる</p>
<p>放射性廃棄物他の放射性物質や重金属を含む物質、また危険な特定の科学薬品・物質を含むものについては特段の処理がなされるようになされたい。それらについても含めて、地方公共団体、市民の同意が無く処理がされ難い事は非常に問題があるものである。</p> <p>「産業廃棄物処理施設の設置者」等が、地方公共団体や市民の同意も無いのに、問題ある物質の処理を行うのを可能とするのは不適切であるので、その点については、公共の福祉、地方自治及び合意形成における話し合い等プロセスの重要性を鑑み、ちゃんとした熟議がなされる過程が確保されるようになされたい。</p>	<p>放射性廃棄物及びこれによって汚染された物については、法第2条第1項に規定する廃棄物に該当しないことから、法の規制の範囲にあるものとは考えておりません。</p> <p>なお、令第2条の4に規定する特別管理産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物であっても、産業廃棄物処理施設の設置者から法第15条の2の5の規定に基づく届出を受理した都道府県は、当該災害廃棄物の排出元が不明である場合があること、その性状が多様であること等を踏まえ、届出をした者に対し、当該災害廃棄物の性状確認について十分留意し、その処理に際し生活環境保全上の支障を生ずることのないよう指導を行うこととなります。このほか、当該施設の設置者においても、当該災害廃棄物に係る維持管理情報について公表・閲覧する必要があるほか、地方自治体により当該施設に対する定期的な報告徴収、立案検査が実施されることとなり、災害廃棄物の適正な処理の確保に努めます。</p>

<p>PCB含有安定器は事業所などに設置され、一般家庭には設置されていないとされている。にもかかわらず本改正ではPCBを含有する安定器が一般廃棄物として排出されるということを想定しての改正と見受けられるが、一般廃棄物として排出されるのは具体的にどのような場合を想定しているのか。PCB含有安定器が一般廃棄物となる場合を本改正とあわせて明確に示されたい。</p>	<p>PCB含有安定器が一般廃棄物といふことは市町村が処理責任を負うことになると考えられるが、この場合、本来保管している事業者が負担すべき収集運搬料金や処分料金を、当該市町村の住民が税の形で負担することになると思われる。これは廃棄物処理法に規定する「排出事業者責任」に反するのではないか。排出事業者責任に反して住民負担を求める理由を明確に説明されたい。</p>	<p>北九州事業地域におけるPCB含有安定器の処分期間は令和3年3月末までとされている。処分期間満了まであと1年を切った段階で省令改正を行うわけだが、1年に満たない期間で一般廃棄物であるPCB含有安定器の所有者の把握や使用している安定器の取り外し、処分が間に合うと考えているのか。この時期に省令改正をする理由と、この時期に省令改正をしても処分期間満了までにすべてのPCB含有安定器の把握から処分までが可能とする理由を明確に説明されたい。</p>	<p>「一般廃棄物として排出されるPCB含有安定器」としてどのような物を想定しているのかがこのパリックコメントの内容では不明だが、「ポリ塩化フェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」において、PCB廃棄物及びPCB使用製品の処分について必要な措置を講ずることを義務付けられているのは、保管事業者及び所有事業者である。「一般廃棄物として排出される」ということは、当該PCB含有安定器を保管又は所有している者は「事業者」ではないと考えられ、特措法に定める義務は課されないこととなる。そうなると、処分期間満了後も当該PCB含有安定器を保管又は所有し続けることは法律上可能であると考えられる。処分期間満了までにPCB含有安定器を確実に全廃するためには、「事業者」以外の者に対してもPCB含有安定器の処分等について義務を課す必要があると考えられるが、省令改正とあわせて「事業者」以外の者に対してもPCB含有安定器の処分等について義務を課す予定があるのかどうかを示されたい。また、義務を課す場合には、どのようにしてその実効性を担保するのかをあわせて示されたい。さらに、一般廃棄物であるPCB含有安定器の処分を処分期間満了までに終了させる具体的な方策を示されたい。</p>	<p>「一般廃棄物として排出されるPCB含有安定器」とは、PCB含有安定器が使用された事業所の建物が事業の廃止後に引き続き居宅として使用されることがあります。産業廃棄物／一般廃棄物の該当性については、現行法令に基づき判断されることとなります。</p> <p>一般廃棄物であるPCB含有安定器（以下「一廃安定器」という。）は市町村に処理責任があります。なお、処分費用については、市町村負担のが妥当と考えられます、保管者から手数料を徴収するため条例の制定等必要な措置を講ずることを妨げるものではないと考えております。</p> <p>これまで、一廃安定器は各都道府県・政令市において取り組んでいただいているPCB含有安定器の掘り起こし調査において順次把握されてきたものであるため、新たな掘り起こしは要しませんが、産業廃棄物としてのPCB含有安定器と同様、処分期間内の処分が必要となるため、その方策を制度的に担保するため、今般、本改正を行うこととしました。</p> <p>「一般廃棄物として排出されるPCB含有安定器」とは、PCB含有安定器が使用された事業所の建物が事業の廃止後に引き続き居宅として使用されている場合において、当該PCB含有安定器が日常生活において使用され、その後、排出されたものが該当するため、この保管者はポリ塩化フェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に規定する保管事業者には該当しません。他方、特別管理産業廃棄物に該当するPCB含有安定器を個人が保管している場合も同様に当該保管者は保管事業者に該当しないところですが、同法の趣旨を踏まえ、処分期間内の処分にご協力いただきたいところ、一廃安定器の保管者におかれても同様にご協力いただきたいと考えております。また、処分期間の経過後はその他のPCB廃棄物と同様、その保管者において適切に保管していただくことになるため、その旨周知してまいります。</p> <p>「一般廃棄物として排出されるPCB含有安定器」とは、PCB含有安定器が使用された事業所の建物が事業の廃止後に引き続き居宅として使用されている場合において、当該PCB含有安定器が日常生活において使用され、その後、排出されたものが該当し、これらは各都道府県・政令市において取り組んでいただいているPCB使用安定器の掘り起こし調査において順次把握されてきたものであり、産業廃棄物としてのPCB含有安定器と同様、処分期間内の処分が必要となります。他方、一般家庭用には設置されていないことは従前の通りです。</p>
<p>9</p>	<p>10</p>	<p>11</p>	<p>12</p>	<p>13</p>

<p>現在PCB含有安定器を処分している北九州事業所及び室蘭事業所が処分を終えた後に一般廃棄物に該当するPCB含有安定器が発見された場合、その処理責任は市町村が負うこととなると考えられる。こうした場合に、住民から一般廃棄物に該当するPCB含有安定器を市町村はどうにして安全かつ経済的に処理することとなるのか。安全かつ経済的に処理する具体的な方法を示されたい。</p>	<p>期限後に一廃安定器が発見された場合は、その他のPCB廃棄物と同様、その保管者において適切に保管していただくことになります。</p> <p>本改正は、一廃安定器の処理方策を制度的に担保することを趣旨としており、御指摘のような措置は考えておりません。</p> <p>本改正は、一廃安定器の処理方策を制度的に担保することを趣旨としており、御指摘のような措置は考えておりません。</p> <p>本改正は、一廃安定器の処理方策を制度的に担保することを趣旨としており、御指摘のような措置は考えておりません。</p>
<p>PCB廃棄物は、人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するものであることから、産業廃棄物であるPCB含有安定器は特別管理産業廃棄物とされている。このため、一般廃棄物であるPCB含有安定器についても、特別管理一般廃棄物とすることを求める。</p>	<p>併せて、市町村による許可制度を活用した処理を可能とするため、廃棄物処理法施行規則第10条の20第2項に規定された特別管理一般廃棄物の収集もしくは運搬または処分を業として行うことができる場合に、廃PCBを追加することを求める。</p> <p>一般廃棄物たるPCB廃棄物について、処理施設の法的位置付けは整備されこととなるが、施行後の運用について、市町村による許可制度を活用した処理を可能にするための環境整備を併せて進める必要があると考える。</p> <p>具体的には、JESCOが室蘭市及び北九州市の一般廃棄物処分業の許可を取得するよう国が働きかけること、また、JESCOから施設への入門を許可された収集運搬許可業者が、室蘭市、北九州市、及び各市町村の一般廃棄物収集運搬業の許可を取得するよう国が働きかけることを求める。</p>

4-② 和歌山県ごみの散乱防止に関する条例の施行について

昨今、問題となっている海洋ごみをこれ以上増やさないため、ごみをみだりに捨てられていることへの対策が必要であり、本年4月1日に「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」を施行しました。

この条例では、「何人も、みだりにごみを捨ててはならない。」(第6条)と規定し、年齢や住所などに関係なく誰にでも適用され、ごみの散乱の防止に取り組んでいます。

それでは、条例について紹介します。条例は2つの柱から成り立っています。

1 教育及び啓発

県の責務として、ごみの散乱防止に関する必要な教育及び啓発を行うことを規定しており、次の取組を行っています。

① わかやまごみゼロ活動応援制度

ごみの散乱の防止についての県民意識の高揚とともに、県民及び県内事業者の自主的な清掃活動の促進を目的として本制度を制定しました。この制度は、県民及び県内事業者が行う街頭清掃などを「わかやまごみゼロ活動」として県が認定し、その清掃活動を支援するものです。

会員の皆さまが社会貢献活動として街頭清掃をされる際には、ぜひ、和歌山ごみゼロ活動の認定申請をお願いします。

② わかやまごみゼロ活動ロゴマークデザインコンテスト(応募期間:7月6日~9月11日)

環境問題に興味を持つきっかけとして、児童・生徒を対象にロゴマークを公募します。

2 罰則

今回の条例制定を受けて新たにすべての県立保健所(支所)及び本庁に啓発活動、取締活動を行う環境監視員を配置しました。

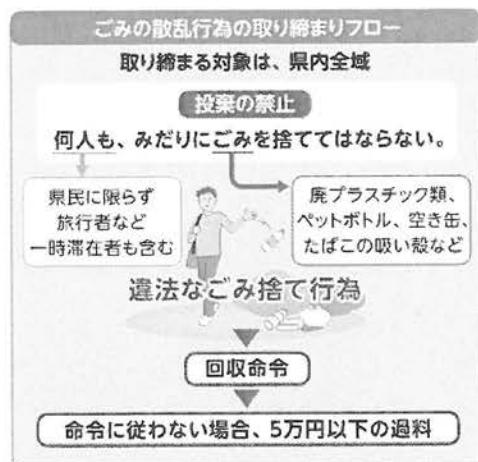
環境監視員は、ごみの散乱行為の取締を行い、違反者を発見した場合はその場で回収命令を出します。違反者がこの命令に従わなかった場合は、その場で過料を徴収します。

こういった実効性をもった取組は全国でも珍しく、これらの取組を進めることで、もっともっときれいな和歌山県をみんなで作っていきます。

なお、条例は4月1日に施行していますが、罰則規定(過料の徴収)は10月1日から施行となります。

わかやまごみゼロ宣言(ごみの散乱を「しない」「させない」「許さない」)へのご協力お願いします。

*詳しくは、同封の条例啓発チラシ又は和歌山県循環型社会推進課のホームページをご確認ください。



4-③ (特別管理)産業廃棄物の処理に関する講習会等の中止・延期に伴う産業廃棄物処理業の更新許可申請について

和歌山県循環型社会推進課

国内において、新型コロナウイルス感染者の爆発的な増加を回避するため、大規模イベント等の開催の中止等の要請がなされている中、(特別管理)産業廃棄物の処理に関する講習会も当面の間、中止、延期になっています。この事態に鑑み、更新許可申請に際して、当面の間、申請書に講習会等の修了証の添付がされていなくても、更新許可申請の受付を行います。この場合、更新許可(又は不許可)までの間、従前の許可は、その有効期間満了後も有効となります。ただし、許可証の発行は、再開された講習会等の修了証を提出いただき、審査の後、お渡しすることになります。

「JWセンターから」

処理業許可に関する講習会等のオンライン講義を活用した暫定講習会

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、4月から9月までに予定していた講習会を中止していました。

また、新型コロナウイルス感染症対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言の解除後も、引き続き感染リスクを低減することが求められ、かつ、感染防止対策が長期化するおそれがあることから、オンライン講義を活用した暫定的な講習会を行います。

- ① 実施期間 令和2年7月6日から10月2日
- ② 実施地域と受験制限 緊急事態宣言の解除後も引き続き感染リスクを低減することが求められていることから、都道府県単位とし、当分の間、在住する都道府県外からの受験は認めないこととします。

講習会の法的な位置づけや、受講対象者は従来の講習会と同様です。

受講に当たっては、「各講習会の概要と受講料」及び「申込から修了証が届くまでの流れ」をJWセンターのホームページ等でご確認のうえお申込みください。

4-④ ごみの収集運搬作業をされるみなさまへ

収集運搬作業における新型コロナウイルス対策

ごみの収集運搬作業においては、作業前、作業中・休憩中、作業後に分けて次の対策を実施しましょう。

POINT 01.

— “作業前”に心がける4つのこと —

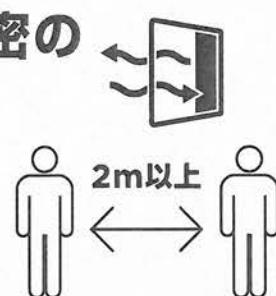
その1 健康管理・ 体調把握の実施

十分な睡眠をとる等の
健康管理や定期的な
体温測定による
体調把握を実施してください。



その2 3つの密の 回避

着替え時等は、他の人と
十分な距離をとりましょう。
また、こまめに更衣室の窓や
ドアを開け換気しましょう。



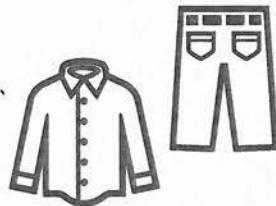
その3 手袋、ゴーグル、 マスク等の防護具の 適切な着用

作業時のウイルス付着を
防ぐために、手袋、
ゴーグル、マスク等を
着用しましょう。



その4 肌の露出の少ない 作業着(長袖・長ズボン) の着用

作業着は、露出した肌への
ウイルス付着を避けるために、
長袖・長ズボンの着用を
心掛けましょう。



POINT 02.

— “作業中”に心がける4つのこと —

その1 素手で触らない

素手でごみに触れないようにしましょう。
手袋の脱着時に素手で
手袋の外面や顔に
触れないよう注意しましょう。



その2 こまめに消毒

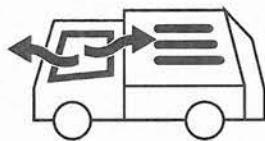
作業の合間に、機会を見つけて
アルコール消毒液等による
消毒を心掛けましょう。



その3

車の換気 (窓開け)

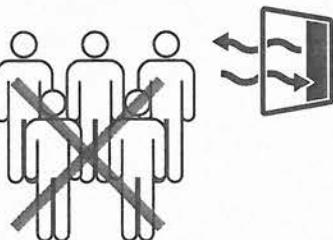
作業車の窓は開放し、
常に換気されている
状態を保ちましょう。
(複数人乗る場合には
必ずマスクを着用)



その4

休憩の際の 3つの密の回避

休憩時は、
屋内・車内の場合は
窓を開け、他の人と
十分な距離をとり、
近距離での会話等は
控えましょう。



POINT 03.

— “作業後”に心がける3つのこと —

その1

消毒・洗浄の徹底

帰着後は以下を重点的に消毒しましょう!

●車両の 消毒・洗浄



消毒用アルコール、
次亜塩素酸ナトリウムで
消毒と洗浄。
(0.05%次亜塩素酸
ナトリウムや70%の濃度の
アルコールを用いた消毒)

●運転席の 消毒

ハンドル、シート、
ドアノブなどを
重点的に消毒。



●スマホ、タブレット 等の消毒

持ち歩いた
スマホや
タブレットは消毒。



●手袋、ゴーグル の消毒・洗浄

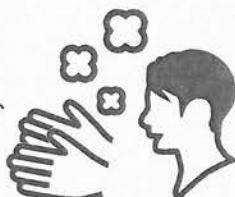
使用した手袋・
ゴーグルを
しっかりと消毒・洗浄。



その2

手洗いの 徹底

帰着直後と「その1」の
消毒作業後は手洗いと、
必要に応じて
洗顔を行いましょう。



その3

着替え時等の 注意

作業着を脱いだり防護具を外すときは、
外面に触れないよう裏返しながら。
脱いだ作業着は洗濯しましょう。
着替え・シャワー等の際には、
他の人と十分な距離をとるなどしましょう。



医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ

新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も
他の感染性廃棄物と同様に処理可能です（※）。

※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。

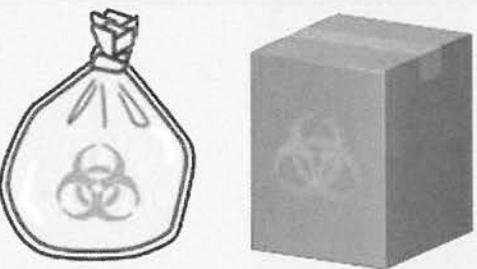
消毒して再利用できるもの（リネン類など）はむやみに
廃棄せず、廃棄物の減量化に心がけましょう

新型コロナウイルスに感染した方・その疑いのある方が使用したリネン類については、他の感染症と同様の取扱いで問題ないと考えられますので、むやみに廃棄せず、これまで同様の感染症対策に準じた処理で対応してください。

手袋やマスクを着用して直接触れないように注意し、熱水による洗濯や、次亜塩素酸・アルコールによる消毒を行うなど通常どおり取り扱うようお願いします。

感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に
梱包しましょう

容器は、密閉できる、収納しやすい、損傷しにくいものであって、
感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の 鋭利なもの	②血液等の液状または 泥状のもの	③血液等が付着した ガーゼ等再利用しないもの
耐貫通性のある 堅牢な容器	漏洩しない 密閉容器	丈夫なプラ袋の二重使用 または、堅牢な容器
		 例：プラ袋（二重使用）／段ボール容器（内袋使用）

※ ①～③を一緒に梱包する場合は、耐貫通性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器等を使用してください。

※ 詳細については自治体のルールに従ってください。



環境省公式HP



廃棄物処理法に
基づく感染性廃棄物
処理マニュアル(PDF)

4-⑥ ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用安定器の掘り起こし調査について

和歌山県内のPCB使用安定器は、令和3年3月31日までの処分が義務付けられています。和歌山県では、昭和52年3月以前に建てられた建物の管理者様及び事業者様あて、PCB使用安定器の使用・保管状況を把握するための調査票を送付しましたので、調査に御協力いただきますようお願いいたします。

調査票

該当するものに丸をつけてください。

問1 昭和52年3月以前に建てられた建物はありますか（賃貸含む。）。

- ア ある → 問2に進んでください。
- イ ない → アンケートはこれで終わりです。ありがとうございました。
- ウ 建築時期が不明である → 問2に進んでください。

問2 建物に設置している照明器具（蛍光灯又は水銀灯）はありますか。

- ア ある → 問3に進んでください。
- イ ない → 問6に進んでください。

問3 その照明器具は、昭和52年3月以前に設置されたものですか。

- ア 昭和52年3月以前に設置した → 問4に進んでください。
- イ 昭和52年4月以後に設置した → 問6に進んでください。
- ウ 設置時期が不明である → 問4に進んでください。



問4 その照明器具は、設置当時からそのままですか。

- ア 設置当時からそのままである。 → 問5に進んでください。
- イ 昭和52年4月以降に器具の交換をしたことがある → 問6に進んでください。
- ウ 交換したが、交換時期はわからない。 → 問5に進んでください。

問5 その照明器具にPCBを使用した安定器はありますか。

- ア ある → 問6に進んでください。
- イ ない → 問6に進んでください。
- ウ 不明 → 問6に進んでください。

問6 工事等で取り外された安定器を持っていますか（保管していますか。）。

- ア 持っている → 問7に進んでください。
- イ 持っていない → アンケートはこれで終わりです。ありがとうございました。

問7 保管している安定器にPCBが使用されていますか。

- ア 使用されている → アンケートはこれで終わりです。ありがとうございました。
- イ 使用されていない → アンケートはこれで終わりです。ありがとうございました。
- ウ 不明 → 問8に進んでください。

問8 保管している照明器具のラベル又は安定器の銘板が確認できますか。

- ア 確認できる → アンケートはこれで終わりです。ありがとうございました。
- イ 確認できない → アンケートはこれで終わりです。ありがとうございました。

4-⑦ 家庭における食中毒予防ここがポイント

細菌性食中毒は、温度と湿度が高く、体力が低下する夏場に多く発生しています。

食中毒予防の三原則は、

- ☆つけない（洗う！分ける！）
- ☆増やさない（低温で保存する！）
- ☆やっつける（加熱処理！）

次のポイントに注意して家庭での食中毒を防ぎましょう。

ポイント 1 食品を買うときは、傷みやすいものは最後に買いましょう

肉や魚など、食材ごとに分けて包み、冷蔵や冷凍で保管が必要な食品は、最後に買いましょう。

ポイント 2 冷蔵庫は詰めすぎに注意（7割ぐらいを目途に）しましょう

冷蔵庫は10℃以下に、冷凍庫は-15℃以下にし、7割程度で余裕をもって使いましょう。

ポイント 3 手をよく洗いましょう

調理をする前やトイレの後、食事の前には、石けんを使ってよく手を洗いましょう。

ポイント 4 調理器具は清潔にしましょう

まな板や包丁などは、できるだけ食材に応じて使い分け、使用後は洗浄して、熱湯などで消毒しましょう。

ポイント 5 加熱調理するときは、75℃で1分以上の加熱をしましょう

食品は、中心部までよく火を通しましょう。食肉、レバーなどを生で食べることはやめましょう。

ポイント 6 作った料理はできる限りすぐに食べましょう

作り置きした料理を温め直す時は十分に加熱しましょう。時間が経ちすぎたりちょっとでも怪しいと思ったら思い切って捨てましょう。

6月～9月の期間中に食中毒が発生し易い気象条件になった場合に、『食中毒注意報』を発令し、食品の適正な取扱い等について注意喚起を行っています。

◇問い合わせは、食品・生活衛生課（TEL073-441-2624）又は県立保健所（支所）へ

5 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動

5-① 支部研修会

令和元年度の支部研修会は、和歌山県循環型社会推進課の担当官から「災害廃棄物処理に関する基礎知識について」「電子マニフェストの一部義務化について」、小林グローバルコンサルティング事務所の小林和男氏から「有害物質・処理困難物について」それぞれご講演を頂きました。

◇研修会開催スケジュール

支 部	日 時	場 所	参 加 者
和歌山支部	令和2年1月14日（火）	和歌山市 (商工会議所4F)	22名 (21社)
海南・有田支部	午後1時30分～午後4時30分		
紀北支部	令和2年1月15日（水） 午後1時30分～午後4時30分	紀の川市 (粉河ふるさとセンター)	17名 (14社)
紀南支部	令和2年1月22日（水） 午後1時30分～午後4時30分	新宮市 (東牟婁振興局)	9名 (9社)
御坊・田辺支部	令和2年1月23日（木） 午後1時30分～午後4時30分	田辺市 (上富田文化会館)	17名 (14社)

合計58社65名が受講されました。

◇研修会テーマ

（1）災害廃棄物処理に関する基礎知識について

電子マニフェストの一部義務化について

講師：和歌山県循環型社会推進課 担当官

（2）有害物質・処理困難物について

講師：小林グローバルコンサルティング事務所長 小林和男氏

（3）安全衛生活動について

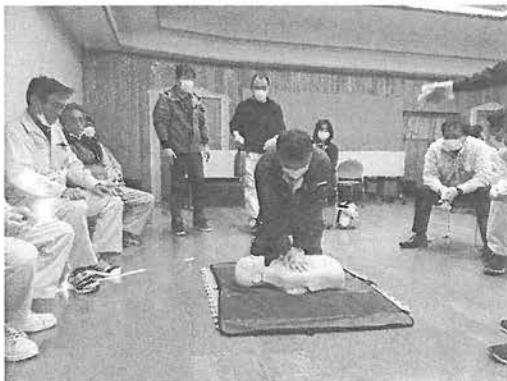


5-② 安全衛生活動事業

— 労働災害事例研修会 —

協会員が安全衛生活動事業に取り組み、労働災害の防止及び作業環境の整備につなげるため、安全衛生活動事業の一環として、労働災害事例研修会を実施しました。

開催日時	令和2年3月12日（木） 午前10時30分から午後4時	令和2年3月19日（木） 午前10時30分から午後4時
開催場所	和歌山会場 (勤労者総合センター)	田辺会場 (上富田町：上富田文化会館)
参加者数	50名	20名
研修内容 及び講師	<p>(1) 労働災害発生状況及び防止対策について ・講 師 (和歌山会場) 和歌山労働基準監督署 安全衛生課 明楽 伸樹 課長 (田 辺 会 場) 田辺労働基準監督署 安全衛生課 渡辺 和利 課長 ・研修内容 労働災害の発生状況、産業廃棄物処理業における災害事例、事故内容、原因とその防止対策等</p> <p>(2) 救命講習について ・講 師 (和歌山会場) (一社) 和歌山市消防協会 和田 清 氏はじめ4名 (田 辺 会 場) 田辺市消防本部上富田分署 松下 恵太朗 氏はじめ4名 ・研修内容 救命の手順、人工呼吸と心臓マッサージ、AEDを使った心肺蘇生法</p>	



一安全衛生推進委員会一

会員事業所の安全衛生水準の向上を目指すことを目的として、平成16年度から安全衛生活動に取り組んでいます。

令和2年7月22日に（一社）和歌山県産業資源循環協会安全衛生推進委員会の目良委員長と安全衛生促進委員を中心に、安全衛生推進委員会を開催し、令和2年度の安全衛生活動事業計画及び労働災害防止計画の策定等について協議しました。

令和2年度の活動として、安全衛生研修会（安全衛生推進研修会・労働災害事例研修会）及び相互安全衛生パトロールの実施を計画しています。

また、（公社）全国産業資源循環連合会が平成29年度を初年度とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」を策定し、当協会においても、「（一社）和歌山県産業資源循環協会における令和2年度労働災害防止計画」を策定しました。

今年度の目標として、(1)死亡者数をゼロにする。(2)休業4日以上の死傷者数を平成24～26年の平均に比して20%以上減少させる。を掲げ、活動目標を設定して取り組んでいきます。

特に安全衛生規程を作成している会員企業が26事業所に留まっていることから、重点目標として取り組んでまいります。

協会ホームページの青色メニューボタンから『連合会安全衛生サイト』をクリック→連合会ホームページ『「安全衛生規程作成支援ツール」はこちら』をクリック→事業所の人数と業種を選択するだけで、簡単に規程が作成できます。是非作成をお願いします。



作って認識、守って安心、安全衛生規程

一「ヒヤリ・ハット」体験事例について一

「ヒヤリ・ハット」体験事例につきましては、令和元年11月と令和2年4月に会員のご協力を得て調査しましたが、その内容につきましては、下記のとおりでした。ヒヤリ・ハット体験は産業廃棄物の取り扱い作業中に限らず、現下の交通事情から、車両運転途中など、日常的にどこにでもあると思います。この体験情報を会員が相互に共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいく必要があります。

今後とも会報に「ヒヤリ・ハット」体験事例を掲載してまいりたいと考えておりますので、会員企業の皆様で「ヒヤリ」または、「ハット」したような体験の事例を各月末に、協会までお寄せください。

身边な「ヒヤリ・ハット」体験事例

分類 : 収集運搬

事故の型 : 転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	一般道路	運転中	対向車とすれ違う時、側溝に転落しそうになった。	対向車が見えた際に減速する。
2	一般道路交差点	トラック運転中	赤信号で左矢印が出ていて左折しようとした時、前方の車は直進だったので停車していたのでようとしたらトラックが転倒しそうになった。	慣れている車は右寄りに停車するが、左寄りに停車している場合は注意する。
3	取引先現場	運搬車両荷台上で、チップ飛散防止シートを外そうとしている時	強風によりシートがあおられ、荷台から墜落しそうになった。	風の状況を確認し、上に登りシートを引っ張り、下におろしてからシートをたたむ。荷役作業時に安全帯をかけられる場所を設置する。
4	自社駐車場	車を乗り換える時	洗車場と、駐車場の段差で足のつま先が引っ掛かり転倒した。	いつものことでも気付かなかつたが、改めて確認すると少しの段差があったので注意する。

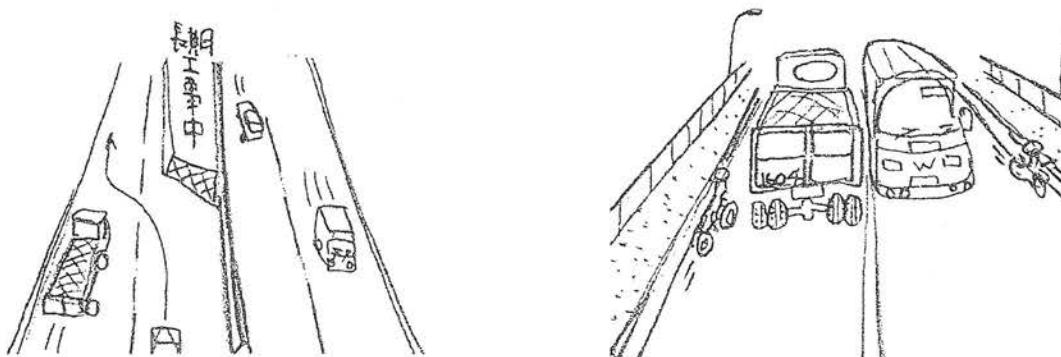
分類 : 収集運搬

事故の型 : 衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	トラック運転中	計量台の上に軽自動車が乗っている時に、道路入り口付近からバックで計量台に乗ってきた大型トラックが軽自動車に気付かずにもう少しで接触しそうになった。	ドライバーには下車して後方を確認するよう指示する。
2	一般道路	乗用車運転中	ループ橋を下っている時、路面がぬれていたのでスリップして対向車と激突しそうになった。	雨天時はワイパーを作動させても視界が悪くなるので前方車に注意する。路面がぬれていれば、下り坂は特に注意する。
3	一般道路	大型トラック運転中	となりの乗用車が急に車線変更ってきて、激突しそうになった。	時折、前方の信号が赤にかわる時、あわてて右折車線に割り込んでくることがあるので注意する。

分類：収集運搬
事故の型：衝突・接触

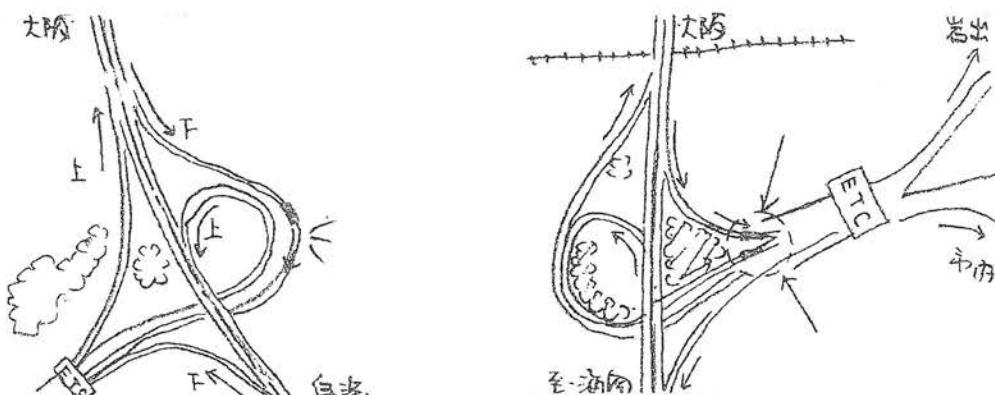
No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
4	一般道路	大型トラック運転中	工事で車線が減少していて、ものすごいスピードできた乗用車が急に車線変更してきたので激突しそうになった。	直線でついスピードを出す車は慌てて前方に割り込んでくるので注意する。



5	一般道路	大型トラック運転中	車線幅が狭い橋を大型トラックで走行中、対向車(大型バス)がきて、もう少しで接触しそうになった。	車線幅が狭い橋では特に注意し、二輪車がいればさらに注意する。
6	コンビニ駐車場	駐車場にトラックを止める時	周囲を確認していたら、軽自動車がバックしてきたため、先に軽自動車をバックさせようと思い停止していたら、軽自動車が自社トラックに追突してきた。	軽自動車がバックしてきても、当たらない距離を取る。
7	取引先現場	トラック運転中	前を走っていた散水車が横に寄ったので追い越そうとしたら対向車が来て接触しそうになった。	対向車がなく、直線の場所で追い越す。
8	交差点	信号待ちをしている時	信号が青になったので進もうとしたら右折レーンから突然割り込んでぶつかりそうになった。	発進する時にミラーで確認する。
9	工場内	ホイルローダーでダンプトラックに積み込みしている時	積込作業中のホイルローダーが後進しようとした時、すぐ後方を他のダンプトラックが通過し接触しそうになった。	カラーコーン等で作業範囲を明確にし、他の車両が進入してこないようにする。
10	コンビニ駐車場	車をバックしている時	通行人が突然横切ってきた。	確認をしっかりする。

分類：収集運搬
事故の型：衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
11	一般道路	運転中	狭い山間部の道で、前方の車両が、合図なしで急にブレーキを踏んだので、追突しそうになった。	山間部の狭い道では、車間距離を十分にとって、下り坂はスピードを控え慎重に運転する。
12	高速道路降り口	大型トラック運転中	高速道路降り口のカーブで、減速がたりず、側壁に接触しそうになつた。	空荷であつても高速道路本線から降りる場合は下りでカーブになっていることが多いので減速の徹底を行う。



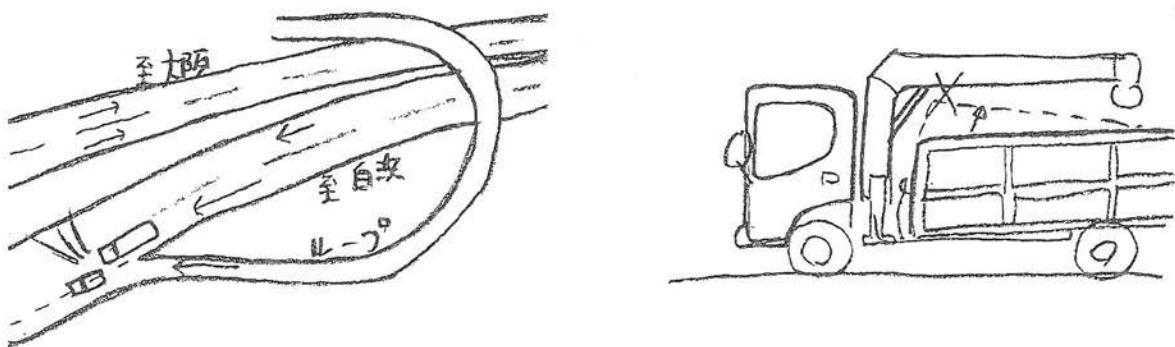
13	高速道路料金所	中型トラック運転中	高速道路料金所の合流地点で、乗用車と接触しそうになった。	本線と減速車線では制限速度が変わるので注意する。植木等で死角ができるので注意する。
14	一般道路	収集作業後にパッカー車に戻る時	確認をしないで車道に出て歩行者・自動車と接触しそうになった。	車道に出る時は歩行者・自動車を確認して行動する。
15	一般道路	運転中	見通しの悪い道路で直進バイクの通行があり接触しそうになつた。	一時停止の確実な実行、確認をする。
16	一般道路	収集運搬中	団地内交差点で子どもが急に飛び出してきた。	団地内は、最徐行する。
17	一般道路	運転中	指示器を出さず横を確認しないで割り込んできた。	危険を知らせるためクラクションを鳴らす。

分類 : 収集運搬
事故の型 : 衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
18	取引先現場	一般ごみ収集中	運転中に、脇道から車が飛び出してきた。	いつ、車や人が飛び出てくるか分からないので、慎重に運転する。
19	交差点	トラック運転中	左折しようとしたら、トラックの横を単車がすり抜けようとしてきて、もう少しで単車を巻き込みそうになった。	二輪車は信号待ち時は一般車より前方に停止するので目につくが、走行時には慣れない二輪車は左折車線から直進する場合があるので気を付ける。
20	一般道路	運転中	横から車が飛び出してきた。	飛び出てくるかもしれないと思いながら、運転する。
21	交差点	トラック運転中	交差点で右折しようとしていたら、前方の車が赤信号で直進してきて接触しそうになった。	前の車が赤信号で停止しても追い越して赤信号を強行直進する危険車も想定して運転する。
22	一般道路	運転中	運転する車の前を無灯火の自転車が道路を横断した。	こまめにヘッドライトを上向きにして確認する。
23	高速道路料金所	大型トラック運転中	ETC専用レーンを通過する時に、前方の乗用車がカードを忘れてバーが開かず、激突しそうになった。	日頃から初心者高齢者マーク付き車両等に注意し車間距離を十分にとる。
24	高速道路	トラック運転中	高速道路出口とパーキングエリア入口の分岐点で、一瞬迷って中央分離帯に激突しそうになった。	いつも利用しているからと油断せず、他車にも注意して走行する。
25	取引先現場	吊り荷作業中	吊り荷(自由勾配側溝)を移動させている時、吊り荷が揺れて自分の方にきて接触しかけた。	せまい場所でも吊り荷との距離をとる。旋回範囲内の作業立入禁止を徹底する。
26	一般道路	大型車運転中	高速道路を降りて本線に合流してすぐに一番右の車線へ行く時に、後方からきた乗用車と接触しそうになった。	前方下り坂であり、前方の信号が青の場合右手後方よりスピードを上げて進入してくるので、十分に注意する。
27	ホテルの駐車場	運転中	バックで駐車する時、倉庫のとゆにトラックの後部が接触し、とゆが壊れた。	バックする時は上下左右を確認する。

分類 : 収集運搬
事故の型 : 衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
28	高速道路	大型車運転中	高速道路合流地点で本線を走行中に軽自動車がトラックに気付かず本線へ進入してきて、もう少しで接触しそうになった。	本線優先でも時として、初心者、高齢者又はうっかり運転車両があるので十分注意する。



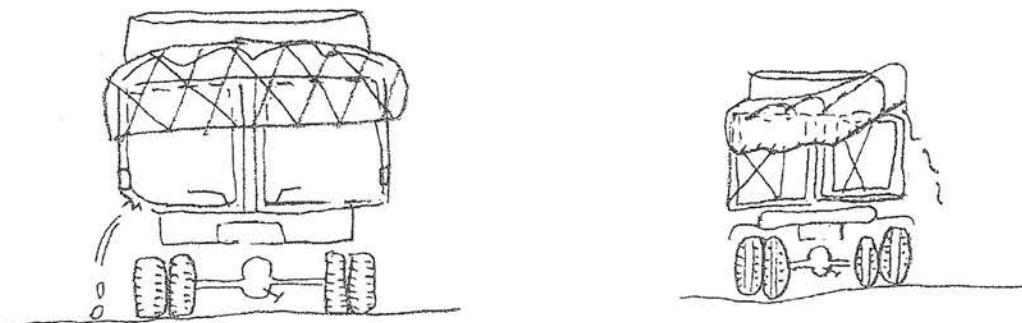
29	取引先現場	コンテナ入替作業中	トラックに付いている移動式クレーンが後方に格納されているのに気付かずコンテナを脱着しようと、もう少しでコンテナと移動式クレーンが接触しそうになった。	少しの移動だからと安易に考えてブームを伸ばしたままにし上空の電線を切断したとは聞くがあるので初心励行。
30	一般道路	運転中	右折レーンにいる車が走行車線に飛び出してきた。	前方をよく見る。
31	一般道路	運転中	コンビニの駐車場に入場する時、左折で入場しようしたら前方から退場車両が飛び出してきて前方に割り込まれる形になり急ブレーキとなった。	前方車両との距離の確保、前方車両の動きを余裕をもって確認する。
32	取引先現場	4tフックロール車でコンテナを引き上げている時	コンテナ設置場所が傾斜していて、軟弱な場所だったためコンテナが転倒しそうになった。	設置場所の状況をよく確認し慎重に作業するようにする。

分類 : 収集運搬
事故の型 : 飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	事業系一般可燃ごみ収集時	台風の影響で風が強くて、桶が飛んできて車に当たりそうになった。	台風の接近中は、外での作業は控える。

分類：収集運搬
事故の型：飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
2	取引先現場	手積み作業中	コンテナに荷物を積んで出発しようとしたら、コンテナの底の一部が腐食して穴があいていて、そこから荷物が落下しそうになった。	積込をする作業員がドライバーへ報告するよう指示をする。工場へ搬入後、荷下ろしした時に点検を徹底。ボディー内外ヒンジ丁番ロック機能の確認。



3	取引先現場	シート掛け作業中	トラックに積んでいるシートをかけていたら荷物が盛りあがりすぎていて、シートの長さがたらずにつき間から荷物が飛散しそうになった。	走行中飛散しそうな時は、積み直す、次回搬出に積み残す、シート+ロープで補強する等措置をする。
4	取引先現場	草刈機で庭の草刈り作業中	石が撥ねて顔に当たった。	石等が、撥ねてきてもいいようにマスク等のカバーをする。
5	取引先現場	資源ごみBOX回収時	資源ごみBOXを車に積もうとしたときに、風にあおられBOXが落下した。	今まででは、資源ごみBOXを5段で積み込みしていたので、2段、3段に分けて積み込む。
6	工場内	リフマグ油圧ショベルでスクラップをトラックに積み込んでいる時	マグネットで吸着していたスクラップが落下し、地面で跳ねてリフマグ油圧ショベルのキャビンにあたった。	リフマグ油圧ショベルでスクラップをトラックに積み込む際には、地切りして落下しないか確認してから積み込む。
7	一般道路	廃棄物運搬中	廃棄物がシートとの隙間から飛散しそうになった。	コンテナに積みすぎないようにする。安全な場所で、積載状況を必ず確認する。

分類：収集運搬
事故の型：挟まれ・巻き込まれ

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	移動式クレーンで作業中	ゆるやかな坂でトラックに荷物を積み、アウトリガーナーを格納した時、車がゆっくり動き出したので慌てて、サイドブレーキを引き、止めた。	サイドブレーキの引きの確認の徹底、指差呼称する。
2	取引先現場	手積み作業中	木製のケーブルドラムを転がしてコンテナへ積込みしていた時にケーブルドラムとケーブルドラムの間に指を挟みそうになった。	手元、足元、目先を常に確認し、あわてない。コンテナを降ろす際は、水平であるか、転がり出さないように前勾配とする。
3	取引先現場	ごみ収集中	手を挟みかけた。	注意して積む。

分類：収集運搬
事故の型：その他

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	荷締め作業中	荷物がコンテナより盛り上がり、帶のヒッパラーで荷締めをしようとしたら、反対側の帶が外れて飛んで顔に当たりそうになった。	締具の日々点検と使用前点検励行、仮締め後チェックをして本締めを行う。



2	取引先現場	シート掛け作業中	4tコンテナにシートをかけていた時、木くずがコンテナから外側へ飛び出していたのに気付かず、顔を切りそうになった。	木くずのみならず、釘、ビスも目に付きにくいので、十分に注意する。
3	一般道路	廃棄物運搬中	下り坂で突然ブレーキがきかなくなった。	長い下り坂ではエンジンブレーキを使用する。下り坂ではベーパーロック現象になるかもしれないと思い運転する。

分類：収集運搬
事故の型：その他

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
4	取引先現場	汚泥吸引作業後、処分場への出発前	吸引車のタンクが満タンになり吸引管バルブを閉め真空状態を解除した際、吸引管から汚泥が漏れ、床面に広がりそうになった。	ボールバルブとシールの作業前点検と、清掃及び定期的な交換の実施。走行前には、静止弁の使用と視差確認の徹底。
5	一般道路	ゴミ回収中	サイドブレーキが甘く、車が動いた。	サイドブレーキをしっかりと引く、確認をしっかりとする。
6	一般道路	運転中	前を走っていた自転車が急にバランスを崩して道路に倒れてきた。	かもしれない運転を心掛ける。

分類：中間処理
事故の型：転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	重機から正面向きで、降りる時	片足が滑り転倒しそうになった。	重機の乗り降りは、基本を守り、基本通り三点支持で、運転席側に向いて乗り降りする。
2	工場内	4tリフトで箱型コンテナを運搬している時	箱型コンテナを目の高さまで上げ走行している時、道の陥没部分で転倒しそうになった。	リフトの重心を下げる。道路の整備をする。
3	工場内	硬プラを圧縮梱包機に投入している時	ゴミがあったので取り除こうとベルトコンベアの上に乗った時、パイプが上からすべり落ちてきて避けようとしたら転倒しそうになった。	ベルトコンベアの上には乗らない。もし乗らなければいけない時には必ずベルトコンベアを停止させてから乗る。
4	工場内	フォークリフト運転中	フォークリフトで小型コンテナを二段に積んで運んでいる時、道がへこんでいて上段のコンテナを倒しそうになった。	コンテナは積んで運ばない。道の補修をする。
5	工場内	フォークリフトで荷物を移動中	アスファルト舗装部分の穴に前輪タイヤがはまり込み、荷物が大搖れしてびっくりした。	舗装の破損部分の早期補修、重機キャタピラにおける繰り返し破損対策、フォークリフトでの移動は低速徹底。

分類 : 中間処理
事故の型 : 衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	混廃選別場所で、ごみの分別作業時	重機で長物金属くずをつかんで、移動させようとした時、近くにいた作業員に当たりそうになった。	重機にて作業する人が、ごみの大きさ、長さを確実に把握し、周囲の作業者に離れるように注意を促し作業する。
2	工場内	油圧ショベルで作業中	油圧ショベル旋回時に、後方にいた作業員が近寄ってきたのに気が付かず衝突しそうになった。	オペレーターは作業に集中しがちなので、常に周囲の安全確認しながら作業するように心掛ける。
3	工場内	フォークリフト運転中	後方を見ずにフォークリフトでバックしていたら、工場内に入ってきたトラックと接触しそうになった。	周りをよく見るよう心掛ける。
4	工場内	荷下ろし車両を誘導している時	誘導者が荷下ろし場所を施設内の重機オペレーターと連絡を取りながら誘導を行なっている時、車両の死角に入ったため接触しそうになった。	事前に荷下ろし場所を確認し、運転席から見やすい場所で誘導する。
5	工場内	2tコンテナ車をバックで移動中	日光で後ろが見えない状態でバックしていて他車にぶつかりそうになつた。	目視で確認し慎重にバックする。バックする時は誘導者をつける。
6	工場内	バックホー運転中	重量物をすぐってあける時、アームがほとんど伸びきった状態だったので機械が傾き、倒れそうになつた。	無理な姿勢にならないように仕事場を整理する、足場の整理をする。
7	工場内	重機を使って作業している時	後方から近寄ってきて話しかけられたのに気が付かず衝突しそうになつた。	重機での作業は、常に周りに人がいないか安全確認しながら作業するように心がける。周囲が良く見える場所に重機を配置する等配慮する。
8	工場内	フォークリフト運転中	建屋から車両通行帯に出る時、死角から飛び出してきた車両と接触しそうになった。	車両通行帯に出る時は一旦停止を徹底し、資材等でさらに視界が悪い時には誘導員を配置して安全に運転できる環境を作る。
9	工場内	コンガラをバックホーで破碎機に投入中	一方で販売用再生骨材をバックホーにてお客様のダンプに積み込みしている時、旋回範囲が重複しており接触しそうになった。	積込作業は一時で短時間なので優先し、同時に作業を行わない。

分類 : 中間処理
事故の型 : 飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	混廃作業場で、展開した混廃を処理している時	他の作業者が近くで、フォークリフトのバケット内にある陶器をハンマーで破碎している時、破片が顔等に飛んできた。	ハンマーによる破碎作業の見直しを検討する。ガラス・陶器くず破碎作業手順の作成、保護メガネを必ず着用する。
2	工場内	ペットボトルラップ巻き梱包作業時	梱包済みペットボトルを壁際に2段積みにし、狭いスペースで、ラップ梱包作業を行っていたら、2段積みペットに肩が触れ梱包済みペットボトルが落下しそうになった。	上段の梱包済みペットをもう少し壁際にずらして積む、梱包済みペットボトルを保管できるスペース確保検討。
3	工場内	混廃を開けごみを選別している時	油圧ショベルで、塩ビをつかんでいたら、もろい塩ビだった為、掴んだ時に撥ねてしまった。	力加減により、割れて撥ねるかもしないと、かもしれない意識で常に作業する。
4	工場内	機械を修理している時	斜め作業を行っている所で上から材料がすべり落ちてきて当たりそうになった。	使用する材料の固定、確認、身の回りの道具の整理をする。
5	工場内	ディスクグラインダーで鉄製の手すりを切削している時	足場が悪く、バランスを崩してディスクグラインダーが滑り、手元に刃先が飛んできてもう少し ćeがをしそうになった。	作業をするスペースをまず確保しディスクグラインダーで切削する角度等を工夫する。
6	工場内	荷下ろし作業中	後あおりの片方のロックが錆びていてロックされておらず後ろあおりが落下した。足をひいていたため大事にはいたらなかった。	ロックされているか目視確認をしてから後ろあおりの取外しを行う。その場で注油を行いロックされるように修理。搬入業者には車両のメンテナンスを行うよう注意を促す。
7	工場内	土砂かき出し作業中	風力選別機(ふるい装置)の堆積した土砂をかき出している時、上からガレキがはねてきて手に当たりそうになった。	厚手の手袋をして作業する。カバーを取り付ける。
8	取引先現場	枠付きガラス戸を割っていた時	ガラス破片が顔の近くに飛んできた。	保護メガネをしていたが、顔に飛んでくることもあるので、透明アクリル板等をつかって作業する。

分類 : 中間処理
事故の型 : 挟まれ・巻き込まれ

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	電動式丸のこでドラムを切断中	電動式丸のこの安全ロックを解除せずにロックを固定したまま使用し品物を切断中、手元がくるい手の甲を切ってしまった。	物に応じて道具を使い分ける。使用する前に安全確認をする。

分類 : 中間処理
事故の型 : 挟まれ・巻き込まれ

No.	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
2	工場内	4tトラックタイヤ交換時	タイヤ交換のためジャッキアップしていたら、ジャッキの掛ける位置が悪く、それで手が枕木とフレームの間に挟まれそうになった。	ジャッキの位置とそれを確認してから、枕木を入れる。
3	工場内	廃棄物を下ろそうと車両付近に移動した時	車両の運転手が自身に気付かずバックした為、車両と壁にはさまれそうになった。	誘導と確認を最後まで確実にする。
4	工場内	フォークリフト後部ステアリングにグリスアップをしている時	しゃがみこんで作業をしていたためオペレーターが気付かずにエンジンを始動させた。事故には至らなかった。	死角に入る作業をする場合には鍵を抜いておく。

分類 : 中間処理
事故の型 : その他

No.	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	スクラップ分別作業中	スクラップ置き場にあるガスコンロ廃棄物からパチパチと火花が出ていた。	ガスコンロに電池が入ったままで廃棄されていたため電池をはずした。
2	工場内	ダンプトラックの荷物のシートを外している時	木くずに刺さっていた釘に気付かず、踏み抜いてしまった。	夕方暗くなってからの作業だったため確認不足だった。安全靴を履いていたため大事には至らなかつたが暗い時の作業は照明のある場所で作業する。照明の数を増やす。

5-③ 県外視察研修会

令和2年3月5日（木）～6日（金）の2日間、県外視察研修会として17名が参加し、岡山県の㈱西日本アチューマットクリーンを訪問し、平成30年7月豪雨災害で発生した災害廃棄物処理業務の概要と現在建設中の管理型最終処分場についてお伺いしました。

当初は、岡山県災害廃棄物処理業務共同企業体（以下「OS-JV」という。）の二次仮置場の施設を見学させていただく予定でしたが、新型コロナウイルスの影響のため現場の見学が叶わず、現在、同社が建設中の管理型最終処分場近くで会議室をお借りし、OS-JVの構成員で代表企業である同社の藏本社長はじめ社員の方々より丁寧な説明をいただきました。

岡山県では平成30年7月豪雨により、70人を超える人命が失われるとともに、住家被害は全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水の合計が16,379棟を超えるなどの被害が発生し、県内合計で推計44万トンの災害廃棄物が発生しました。特に被害が甚大であった倉敷市及び総社市は岡山県に災害廃棄物処理を委託し、岡山県から委託された廃棄物処理業者14社で構成するOS-JVが実際の処理を担っています。

まずOS-JVが業務を受託するまでの経緯の説明がありました。発災5日後の7月12日、倉敷市から（一社）岡山県産業廃棄物協会に支援要請（運搬のみ）があり、18日には岡山県からの依頼で協会が災害廃棄物の受入管理を受託し、25日から自衛隊による搬入が始まり、本格的な受け入れ業務を開始。8月28日、倉敷市、総社市が県へ事務委託し、3ヶ月間、協会が管理運営業務を行ったとのことでした。その後、プロポーザル方式の入札となり、同社が協会代表として14社で構成する企業体で参加し、地域貢献等が高く評価され、11月29日からOS-JVが管理運営を受託して「岡山県災害廃棄物処理実行計画（10月1日策定）」の基本方針に従い、発災後2年間での完了を目指し処理が開始されました。

（公財）岡山県環境保全事業団の水島処分場に設けた二次仮置場に設置された中間処理施設（選別・破碎）の4つのうち3つは熊本地震の際に災害廃棄物処理で使用され、処理終了後本来は廃棄処分となる施設を、熊本県が国の許可を得て、災害のために使用する目的で3年間残すということで熊本県産業廃棄物処理協同組合が所有していた設備を借り受け設置されました。その施設をそのまま使えると思っていたところ、地震で発生した廃棄物とは違い、水害で発生した廃棄物には多量の土砂が含まれていて予定通り処理が進まず、前処理施設のトロンメル（回転式ふるい機）導入により順調に進み始めました。OS-JVが受託した倉敷市及び総社市の災害廃棄物は当初21万6千トンと推計されましたが、令和元年5月時点で約32万トンまで増えたということで、そのほとんどは土砂であったそうです。

業務受託までの説明後、処理説明のDVDを視聴しました。中間処理施設の概要は、①前処理施設としてトロンメルと磁選機に通し、土砂などの細粒物と鉄を取り除き、磁選物は鉄スクラップとしてリサイクルされます。②一次選別処理施設で混合廃棄物をバリオ・セパレーターで選別すると



とともに、外部の処分先の受入基準に適合する大きさに破碎します。③二次選別処理施設では一次選別処理施設で選別した重量物を手選別で可燃物と不燃物に分け、埋立処分量の低減と外部処分先の受入基準を確保します。④細粒物選別処理施設で各選別工程から選別された細粒物を20mmのウレタンふるい機で選別し、オーバー品は風力選別機を通じ軽量物可燃系混合物と重量物不燃系混合物に選別し、リサイクル施設や最終処分場などへ搬出します。搬出された中間処理後物の処理方法としては、可燃物・木くずは焼却・溶融処理（一部再生利用）、不燃物は埋立処分、重量物不燃系混合物・軽量物可燃系混合物はセメント工場で焼却処理し原料として再生利用、金属類是有価物として売却、細粒物は覆土材として再生利用、またRCは被災者に無料提供されていました。

視察研修会の3月時点では約95%だった処理の進捗状況は、4月16日にすべての処理が完了したということです。

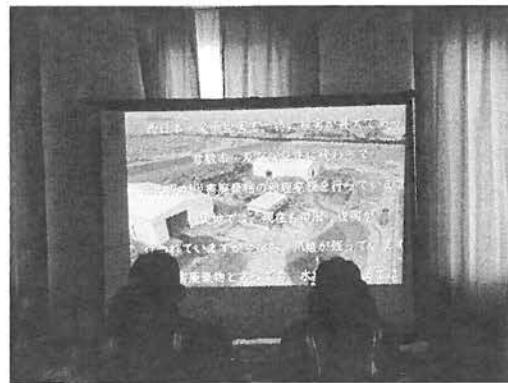
次に、同社が計画している管理型最終処分場の設置許可に関する訴訟とその経緯についてお伺いしました。

平成20年、産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場・焼却施設2基・破碎施設3基・油水分離施設2基・脱水施設1基）の設置を申請し、平成21年、岡山市より設置許可を得たが、その後、地域住民による建設差止請求訴訟により平成25年の2審で敗訴となりました。

理由は、最終処分場の埋立廃棄物を浸透する浸出液を貯留する浸出液調整池の容量は、3,785m³とされており、当時の法令の基準は満たすものの、平成22年の改定により浸出液調整池の容量は最大年間降水量を記録した年だけではなく、最大月間降水量を記録した年の日降水量時系列も用い、両者を比較して行うこととされたため、近年の集中豪雨等によって容量を超える場合があることを否定できず、その場合、周辺住民に重大な危害を及ぼす可能性が高いと判断され、建設は認められないとされました。また焼却施設については、最終処分場の建設が差止められ、排出された処分場所のない燃え殻等が適正に処分されない可能性があると判断され、焼却施設の建設も認められないとされました。

その後、平成28年に浸出液調整池の容量を7,000m³に補正して岡山市に提出し、前訴判決の請求異議訴訟を提訴して、令和元年9月全面勝訴し、令和2年1月から進入道路造成工事及び伐採工事が始まっていました。最初の構想から約20年を経て、令和4年の竣工を予定しているということでした。

造成工事中の現場を見学させていただく予定で、藏本社長には近くの会場を手配していただき、参加者全員分の長靴も準備して下さったのに、前日の雨でぬかるんでいて現場を見学させていただくことができず、残念でしたが、貴重なお話を伺いすることができ、充実した研修会となりました。藏本社長はじめ皆様、大変お世話になりました。ありがとうございました。



5-④ 不法投棄防止海上パトロール

令和2年度第1回目（通算51回目）の不法投棄防止海上パトロールを実施し、海上から海岸線近くまで船で近寄り、不法投棄物の有無を確認しました。

○ 日 時：令和2年6月17日（水）

午前9時00分（出港）～午後2時00分（帰港）

○ 参加者：7名

和歌山県循環型社会推進課	1名
和歌山県廃棄物指導室	1名
和歌山市産業廃棄物課	1名
和歌山市一般廃棄物課	1名
和歌山海上保安部警備救難課	1名
和歌山県産業資源循環協会	2名



○ パトロールコース：

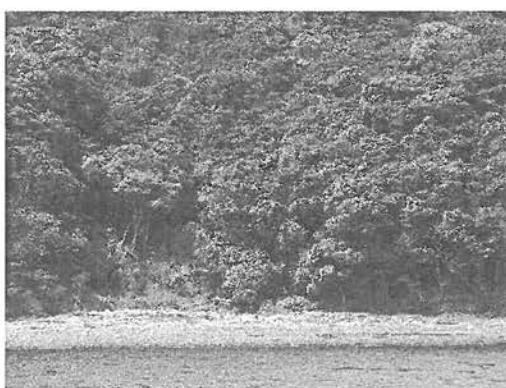
和歌山南港（出港）→大川港→友ヶ島→矢櫃海岸（有田市）→衣奈周辺（由良町）→戸津井漁港沖合→白崎→下津港（方）→和歌山南港（帰港）

○ パトロール結果：

- ・加太港から大川港間の海岸に前回（令和元年10月）同様漂着物と見られる廃棄物（プラ容器類・木くず）及び崖崩れを確認した。
- ・友ヶ島のうち地ノ島の北部海岸で前回同様の漂着物と見られる廃棄物（プラ容器・発泡スチロール類・木くず等）を確認した。また、沖ノ島では漂着物は少なかった。
- ・矢櫃海岸では、崖上から崖中腹にかけて前回同様の不法投棄物を確認した。
- ・由良町衣奈周辺の海岸道路沿いで前回確認した不法投棄物（家電製品・プラ容器類等）は草木が生い茂り、確認することができなかった。
- ・下津港海岸道路沿いで前回同様崖崩れを確認した。
- ・前回に比べ全体的に不法投棄物は減っていた。

○ パトロール結果の対応：

和歌山県及び和歌山市から関係機関への連絡及び対応をお願いしました。



地ノ島北部沿岸の現状



矢櫃海岸の現状

5-⑤ 収集運搬部会活動

不法投棄防止巡回パトロール

収集運搬部会では、令和2年6月25日（木）に和歌山市内を不法投棄防止の啓発横断幕やマグネット表示板を装着したダンプカー、パッカー車などで不法投棄防止巡回パトロールを実施し、可能な範囲で撤去作業を行いました。

なお、谷が深いなどで撤去できなかったものも含め、パトロール結果を関係行政機関等に報告しました。

（1）参 加 者：19名

㈱ヴァイオス	2名	㈱貴志安商店	2名	㈱玖保忠	1名
㈱坂口興業	1名	㈱日ノ本組	1名	㈱目良建設	1名
めらリサイクル(㈱)	1名	㈱吉建	2名	和歌山県廃棄物指導室	2名
和歌山市産業廃棄物課	2名	和歌山市一般廃棄物課	2名	産業資源循環協会	2名

（2）巡回コース：和歌山城砂の丸広場→和歌山北高等学校西校舎付近→森林公園→青岸エネルギーセンターへ撤去物の搬入

（3）撤去した量：4tクラムシェル付き車1台、軽ダンプ3台、軽トラック1台の計5台で総回収量1,370kg

（4）撤去した物：テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、掃除機、空気清浄機、布団、タイヤ、鉄くず、木くず、ペットボトル、空き缶、空き瓶及びその他可燃ごみ

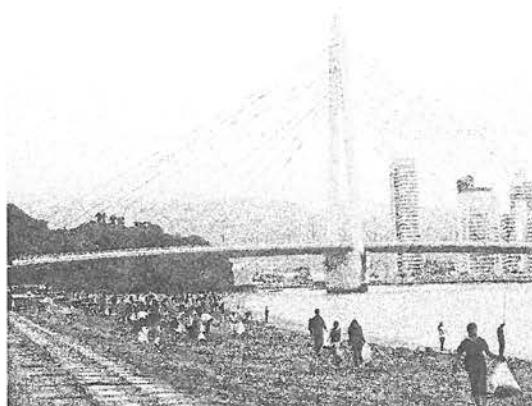


5-⑥ 第23回クリーンアップキャンペーン

浜の宮ビーチ(和歌山市)と天神崎海岸(田辺市)で毎年夏のイメージアップとして恒例になっているクリーンアップキャンペーンですが、本年は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から会員及び関係者の皆様の安全面を第一に考慮した結果、中止となりました。

なお、来年度以降の「クリーンアップキャンペーン」につきましては、例年どおり多くの皆様にご参加いただき、実施したいと思いますので、相変わらずのご支援・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

まだまだ新型コロナウイルスで落ち着かない日々が続いておりますが、会員及び関係者の皆様におかれましては、マスク着用、手洗い等日頃からの健康管理を心掛け、くれぐれもお身体にお気をつけてお過ごしください。



浜の宮ビーチ（第21回開催時）



天神崎海岸（第21回開催時）

5-⑦ 新型コロナウイルス感染症対策支援

新型コロナウイルス感染症の影響でマスクが入手困難になり、今年4月頃には価格が新型コロナウイルス感染症流行以前の数十倍にもなりました。そんな中、協会員のご紹介によりマスクを適正価格で入手することができましたので、会員の皆様に無料配布及び共同購入を行いました。会員の皆様からはお礼の言葉を多数いただきました。

また、医療現場でもマスク不足が深刻化していることから医療従事者向けに和歌山県に7,000枚、和歌山市に3,000枚のサージカルマスクを寄付しました。和歌山県知事からお礼状、和歌山市長から感謝状をいただきました。



5-⑧ 青年部会活動

★和歌山県青年部会総会・役員会等

○第8回令和2年度青年部会総会

青年部会では、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会第8回通常総会に先だつて同日（6月4日）の午後1時より、ダイワロイネットホテル和歌山（和歌山市）で第8回青年部会総会を開催しました。

当日は36名（委任状を含む。）の出席があり、議長に山本氏が選出され、次の各議案が審議され、承認・可決されました。

第1号議案 令和元年度事業報告の件

第2号議案 令和元年度決算報告（監査報告）承認の件

第3号議案 令和2年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 令和2年度予算（案）承認の件

第5号議案 役員改選の件

令和2年度事業計画は次のとおりです。

- 1 組織強化の充実
- 2 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が行う事業活動の分担と支援
- 3 教育研修事業
- 4 他団体との連携
- 5 青年部会員の親睦を図るための独自の交流会の開催



山本青年部会長



青年部新役員

また、役員改選では、次の方々が新役員に選任されました。

会長	山本 雅弘	(有)ワコ一産業	再任
副会長	赤井 靖	赤井工業(株)	再任
副会長	大瀧 吉宏	(株)大瀧商店	新任
書記	柏木 清次	(有)柏木商店	新任
会計	廣田 耕嗣	(有)日置川清掃	再任
代表監事	吉村 享	(株)ヴァイオス	再任
監事	瀧本 利生	(有)国辰商事	再任
役員	紺田 洋規	(株)明光	再任
役員	和田 秀人	(株)古勝	再任
役員	中岡 晃穂	(株)ジャルク	再任
役員	樋口 真司	S J リサイクル(株)	新任
役員	今井 幸世	(株)山本スクラップ	新任
役員	尾崎 一成	(有)志場商店	新任
顧問	山本 彰徳	(一社)和歌山県産業資源循環協会	再任
相談役	峯尾 登	(株)吉建	再任
相談役	上田 修司	(株)日ノ本組	新任

○令和元年度第6回役員会

開催日：令和2年2月26日（水）

場 所：協会会議室

議 題：（1）第8回青年部会総会について

（2）青年部会予算について

（3）その他

○令和2年度第1回役員会

開催日：令和2年6月4日（水）

場 所：ダイワロイネットホテル和歌山「翡翠」

議 題：（1）WSK青年部会第8回（通算21回）総会について

（2）その他

○研修・交流事業 in 沖縄

開催日：令和2年2月15日（土）～17日（月）

場 所：街クリーン（株）（沖縄県）

内 容：滋賀県青年部会、奈良県青年部会と合同で沖縄県の街クリーン（株）を視察しました。また視察終了後には懇親会、翌日には様々なレクリエーションを行い各県の青年部会の相互の親睦を図り、業運営の情報交換の場として、大変有意義な時間になりました。和歌山県青年部からは10名の参加がありました。



★全国産業資源循環連合会青年部協議会近畿ブロック総会・主な行事

○令和2年度通常総会（書面決議）

開催日：令和2年5月22日（金）

議 案：第1号議案 令和元年度事業報告及び収支決算報告承認の件

第2号議案 令和2年度事業計画（案）及び収支予算（案）承認の件

第3号議案 任期満了に伴う役員改選承認の件

以上の議案が審議され、承認されました。

○令和元年度近畿ブロック賀詞交歓会

開催日：令和2年1月24日（金）

場 所：ウエスティン都ホテル京都（京都府）

内 容：61名と多くの参加者が集まり、放送作家瀬村 健氏による「テレビの世界で学んだ強い組織を生み出す人材育成術」についての講演が行われました。その後、会員の親睦を図る懇親会が開催され一年のはじまりにふさわしい近畿ブロック青年部会員の絆が深まる素敵な賀詞交歓会となりました。

★全国産業資源循環連合会青年部協議会総会

○第20回通常総会（書面決議）

開催日：令和2年6月18日（木）

議 案：第1号議案 令和元年度事業報告承認の件

第2号議案 令和元年度収支決算報告承認の件

令和元年度監査報告

第3号議案 任期満了に伴う役員改選の件

第4号議案 令和2年度事業計画承認の件

第5号議案 令和2年度収支予算承認の件

以上の議案が審議され、承認されました。

青年部会員を募集しています！

私たちと共に、環境保全活動や研修事業などを通じて、産業廃棄物処理業界を盛り立てていませんか？青年部会では、会員・企業・従業員・男女を問わず広く募集していますので、是非とも多くの若き獅子達の参加を期待しています。ご希望の方は協会事務局までご連絡下さい。

【TEL：073-435-5600】

《目的》

本部会は部会員相互の融和親睦を図り、理解を深めると共に、廃棄物の適正処理及び再資源化に関する知識と教養を高め、将来、環境ビジネス経営における幹部としての使命遂行のための人格形成、並びに経営の合理化の推進発展向上を目的としています。

《活動内容》

情報交換の会合や研修会、環境保全活動、他県青年部会との交流会などを行います。

会 費 1名につき年額12,000円

会員数 38名（令和2年7月末現在）

6 事務局だより・情報コーナー

6-① 令和2年春の叙勲について

この度、当協会名誉会長の武田全弘氏が令和2年春の叙勲において、旭日双光章を受章されました。

平成16年から16年間の永きにわたり、当協会の会長職を務められ、(公社)全国産業資源循環連合会の副会長、理事、同安全衛生委員会委員長を務め、産業廃棄物処理業界として、生活環境の保全と業界の健全育成に努めてこられました。

平成18年7月に、和歌山県と協会で「大規模災害時における災害廃棄物の処理に関する協定」を締結し、その後、県下すべての市町村と覚書を交わし、発災時には県下会員と迅速な対応ができるようにされました。

平成23年台風21号による紀伊半島大水害の折には、膨大な量の災害廃棄物の早期処理のため、撤去作業実施の会員事業所の現場指揮を6か月にわたり執り続け、早期復旧に尽力されました。

産業廃棄物処理業界の健全な発展のために、永年にわたり貢献した功績が認められたもので、当協会としても衷心から祝福したいと思います。本当におめでとうございます。



『叙勲拝受』

この度、令和二年春の叙勲に際しまして、はからずも旭日双光章拝受の栄に浴しましたところ、早速ご懇篤なるご祝意を賜り誠に有難く厚く御礼申し上げます。これもひとえに永年にわたり皆様からいただきましたご指導、ご懇情の賜と心より感謝申し上げます。

今後ともこの栄誉に恥じることのないよう一層精進しあななりともご芳情に報いたいと存じますので相変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げ、謹んで御礼のご挨拶とさせていただきます。

武田 全弘



6-② 安全優良職長厚生労働大臣顕彰について

この度、当協会員である三笠建設㈱の職長、金山康成さんが令和元年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰を受賞されました。これは優れた技能と経験を持ち、担当する現場や部署で作業の安全を確保して優良な成績を挙げた職長に贈られるもので、労働災害による休業4日以上の被災者数が約12万人（平成30年度）に上る中、高い安全意識を持って適切な安全指導を実践してきた優秀な職長を顕彰することにより、その職長を中心とした事業場や地域における安全活動の活性化を図ることを目的として平成10年度から始まり、今回で22回目となります。

当協会としても衷心から祝福したいと思います。本当におめでとうございます。



6-③ 建設業の経営事項審査の加点対象について

建設業法施行規則の一部改正に伴い、経営事項審査の社会性評価項目で、防災協定を締結している業者には、加点数が20点となります。

当協会は、平成18年7月26日に和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、会員の皆様には当協会交付の証明書によりこの制度を活用いただけます。

なお、他の団体すでに災害防止協定等同様の加点を受けている場合は、二重に加点を受けることはできませんので、ご注意ください。

証明書発行を希望される方は、「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」に、必要事項をご記入のうえ、FAXでお申し込み下さい。

また、当協会ウェブサイトサイトからダウンロードもしくは、当協会にお問合せの上でも、入手できますので、当協会へ申請してください。

経審の防災協定に係る協会加入証明交付願

※必ず全てご記入ください

許可番号 (土木、建築に関する)	(例) 国土交通大臣許可(特-9)第 22222 号 和歌山県知事許可(般-11)第 11111 号
許可年月日	
会社名	
代表者氏名	
所在地	
TEL 番号	
FAX 番号	
経審の審査基準日 (直近の決算日)	令和 年 月 日

申請年月日 令和 年 月 日

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会
会長 目 良 敏 様

FAXでお申し込みください。 (FAX番号: 073-424-5553)

6-④ (一社)和歌山県産業資源循環協会における令和2年度労働災害防止計画について

1. はじめに

全国産業資源循環連合会（以下、「連合会」という。）においては令和2年度からの3年間を期間とする「産業廃棄物処理業における第2次労働災害防止計画（以下、「第2次労働災害防止計画」という。）」を策定し、令和4年に死傷災害996人、死亡災害16人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、和歌山県内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査結果から、当年度の実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

2. 目標

- (1) 令和4年の死亡者数をゼロにする。
- (2) 令和4年の休業4日以上の死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して、20%以上減少させる。（平成24～26年の平均：10人→令和4年：8人以下に）

3. 重点実施事項

安全衛生規程を作成している会員企業を増加させる。

4. 令和2年度活動目標

2. の目標を達成するために令和2年度における活動目標を次のとおり設定する。

指 標		現状値 (令和元年度)	活動目標値 (令和2年度)
(1)	安全衛生規程を作成又は作成を予定している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。【重点】	26	28
(2)	会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を前年度に比して10%以上増加させる。	105	115
(3)	協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。	95	104
(4)	連合会ホームページで提供している安全衛生情報を認知している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。	69	75
(5)	法令に基づく安全衛生管理体制を構築又は構築を予定している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。	72	79
(6)	協会が実施する安全衛生研修会の参加人数（参加予定を含む）を前年度に比して10%以上増加させる。【重点】	61	67
(7)	安全衛生パトロールを実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。	59	64

(8)	ヒヤリ・ハット活動を実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。	61	67
(9)	リスクアセスメントを実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。	35	38

5. 令和2年度活動目標を達成するための当協会における取り組み

4. (1)～(9)に示す令和2年度活動目標を達成するために具体的方策は次のとおり設定する。

(1) 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。

- ① 理事、委員等指導的立場にある企業の方々の整備状況を把握し、安全衛生規程の事例として会員企業に紹介する。
- ② 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。
- ③ 連合会ホームページで公開している「安全衛生規程作成支援ツール」を周知するとともに、説明会を開催し、使い方を説明する。
- ④ 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」を教材とした研修会を開催し、安全衛生規程に関する理解を深める。

(2) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。

- ① 会報誌とメールを併用して会員企業へ周知し、回答数増加に努める。
- ② 会員企業へ回答の協力を繰り返し依頼する。
- ③ 研修会、会報誌、協会ホームページ等を通じて協力を呼びかける。
- ④ 支部組織や青年部を通じて、調査への回答を呼びかける。
- ⑤ 定期的に安全衛生委員会を開催し、本調査の推進を図る。

(3) 協会が実施する安全衛生事業の認識を向上させる。

- ① 当協会が実施する安全衛生事業について、ホームページ、会報誌、メール等で会員企業への情報提供を行う。
- ② 会長が、労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、理事・会員企業等に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。
- ③ 労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等の提供により、事業者の安全に対する意識を高めるための研修会（労働災害事例研修会）を開催する。
- ④ 支部単位で、研修会を行い、会員企業への意識向上を図る。
- ⑤ 定期的に安全衛生委員会を開催し、安全衛生事業の推進を図る。
- ⑥ 安全衛生に係る優良な事業場を表彰する。

(4) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。

- ① 連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を活用する等、事業者に対し、連合会のホームページに公開している安全衛生支援ツールを研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、認識させる。

- ② ホームページに連合会安全衛生サイト（<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>）へのリンクを張る。
- ③ 総会、理事会等で連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。
研修会において、「安全衛生規程作成支援ツール」、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。

(5) 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。

- ① 理事、委員等、指導的立場にある企業の方々の構築状況を把握し、安全衛生管理体制の事例として会員企業に紹介する。
- ② 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ③ 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、理事会、各種委員会において説明する。
- ④ 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

(6) 安全衛生研修会の参加者増加を図る。

- ① 定期刊行している会報誌とメール・FAXで会員企業への周知徹底を図る。また、取り組みが遅れがちな事業者に対しては必要に応じて、理事、支部等を通じ電話による呼びかけを行う。
- ② 会員企業あて文書や請求書にチラシを同封する等、全会員企業への周知を図る。
- ③ 行政及び排出事業者団体の窓口にチラシを置く等、関係機関に対して、周知の協力をお願いする。
- ④ 会員企業が参加しやすいよう、各支部で研修会を開催する。
- ⑤ 研修会参加者に対しアンケートを実施する等、参加者からの声を十分に分析し、研修会の実施内容や回数、開催時間等を検討する。
- ⑥ 会員企業が取り組んでいる安全衛生事業の情報・資料を収集し、事業場の好事例発表等を通じて、有益な安全衛生情報を提供する。
- ⑦ 関係監督官庁（労働局、労働基準監督署等）に講師を依頼し、内容の充実化を図る。

(7) 会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。

- ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、理事会、各種委員会、研修会等で説明するほか、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ② 会員企業から「安全衛生チェックリスト」の点数を報告してもらうことで、会員企業の意識向上を図る。
- ③ 会員企業の中から安全衛生の専門家として選任した安全衛生促進委員が、連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」を参考に、現場安全パトロールや個別指導等、会員企業をはじめとした事業者への指導を行う。

- ④ 適正処理自主管理パトロールに併せ、安全衛生パトロールを実施する。
 - ⑤ 会員企業における安全衛生パトロールによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として、情報提供する。
 - ⑥ 各企業のトップが関与して安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。
- (8) 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。
- ① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用方法について、理事会、各種委員会で説明するほか、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
 - ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html)
 - 連合会 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」
(<https://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>)
 - ③ 会員企業等から「ヒヤリ・ハット事例」を収集し、それを広く情報提供する。
- (9) 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。
- ① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル及び連合会が作成した講義用パワーポイントを活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会を継続的に実施する。
 - ② 会員企業におけるリスクアセスメントによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として情報提供する。
 - ③ ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html)
 - 連合会 安全衛生サイト
(<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>)

6-⑤ 災害廃棄物処理に対する取り組み

当協会は、平成23年9月の「紀伊半島大水害」により発生した大量の災害廃棄物の処理を和歌山県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」（平成18年7月締結）に基づく協力要請を受け、災害廃棄物処理支援を実施しました。その際の教訓を踏まえ、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震等の災害が発生した場合に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理するための平時の備えとして、県内全て9市20町1村との間で、県との協定書に基づく覚書を締結しました。

No	市町村名	締結年月日	備考
1	那智勝浦町	平成27年 4月 1日	
2	海南市	平成27年 5月 11日	
3	日高川町	平成27年 6月 22日	
4	日高町	平成27年 7月 1日	
5	紀美野町	平成27年 7月 1日	
6	印南町	平成27年 7月 10日	
7	すさみ町	平成27年 8月 18日	
8	串本町	平成27年 8月 19日	
9	上富田町	平成27年 8月 21日	
10	古座川町	平成27年 8月 26日	
11	白浜町	平成27年 9月 8日	
12	太地町	平成27年10月 1日	
13	有田川町	平成27年10月 13日	
14	有田市	平成27年10月 21日	
15	新宮市	平成28年11月 1日	
16	由良町	平成29年 1月 6日	
17	紀の川市	平成29年 3月 14日	
18	みなべ町	平成29年 4月 1日	
19	美浜町	平成29年 5月 1日	
20	九度山町	平成29年 7月 14日	
21	和歌山市	平成29年 7月 28日	(協定締結)
22	広川町	平成29年10月 10日	
23	岩出市	平成29年10月 26日	
24	御坊市	平成29年11月 1日	
25	湯浅町	平成29年12月 1日	
26	かつらぎ町	平成30年 5月 14日	
27	橋本市	平成30年 8月 30日	
28	北山村	平成31年 3月 4日	
29	高野町	令和 元年 7月 26日	
30	田辺市	令和 2年 3月 13日	

6-⑥ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会

2020年度に当初開催計画をしていた講習会(通常講習会)については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、10月2日までの開催を中止し10月3日以降の申込受付も中止しております。

再開の目途が立っていないことから「受講の手引き」の配布も停止しております。

今後、通常講習会の受講を希望される場合は、恐れ入りますが、申込受付の再開決定後に改めて「受講の手引き」をご請求ください。

なお、通常講習会の申込受付の再開につきましては、当協会ホームページ、JWセンターホームページからお知らせします。

JWセンター ホームページ [講習会・研修会]
<https://www.jwnet.or.jp/workshop/index.html>



JW 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
(JWセンター) 教育研修部 03-5275-7115
<https://www.jwnet.or.jp/contact/workshop/index.html>

6-⑦ 和歌山県による(特別管理)産業廃棄物処理業の許可申請書の添付書類(更新講習会修了証)の取り扱い変更について

和歌山県による(特別管理)産業廃棄物処理業の更新許可申請に際し、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新)」の修了証の添付が必要ですが、平成31年4月1日より修了証の有効期限は、修了証の交付日から起算して2年から5年へと取り扱いが変更になっています。

なお、和歌山市更新許可申請における修了証の有効期限の変更はございません。(修了証の交付日から起算して2年です。)

6-⑧ 許可期限のお知らせ

許可の有効期限にご注意!!

産業廃棄物処理業の許可の 更新時期にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は、更新手続きをしないと許可の効力を失います。

このようなことにならないように、許可証の有効期限がいつになっているか、常に注意しておきましょう。

許可証は、常に目の届く場所に掲げましょう。

○当協会では、会員企業等へ許可期限満了日のおおむね6ヶ月前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了のおおむね3ヶ月前に更新の手続きについてお知らせしております。

他府県等で許可を取得している方には、お知らせしませんので、特に細心の注意をお願いします。

○更新許可申請は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請（又は新規許可申請）に関する講習会を受講していないと申請書は受理してもらえません。

○許可期限満了日の3ヶ月前から申請が受理されますので、更新許可の申請をするためには、許可期限の6ヶ月前くらいまでに講習会の受講を済ませておくことをお勧めします。

許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなければならない場合もあり、時間的にも、経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

○和歌山県では講習会修了証の有効期限は交付日から起算して、新規許可講習会修了証、更新許可講習会修了証ともに5年間有効です。

和歌山市では講習会修了証の有効期限は交付日から起算して、新規許可講習会修了証は5年間、更新許可講習会修了証は2年間有効です。

（都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。）

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会
TEL 073-435-5600
FAX 073-424-5553
URL <http://wakayama.sanpai.com>

6-⑨ 「優良産廃処理業者認定制度」と「エコアクション21」

1 優良産廃処理業者認定制度

(1) 制度の概要

通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です。平成22年度の廃棄物処理法改正に基づいて創設され、平成23年4月1日より運用開始されました。

(2) メリット

優良産廃処理業者認定制度における認定を受けた産業廃棄物処理業者は、次のメリットを受けられます。

- 許可の有効期限が、通常5年から7年に延長される。
- 許可証に「優良マーク」が付き、排出事業者に優良性をアピールできる。
- 環境配慮契約法に基づき、国等が行う契約で有利になる。

(3) 認定基準

①	実績と遵法性に係る基準 更新前の許可有効期間において、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則に定める特定不利益処分を受けていないこと。
②	事業の透明性に係る基準 申請の際、直前の半年間（7年の有効期間を受けたものである場合は、7年間）にわたり、次に掲げる事項についてインターネットで公開し、かつ所定の頻度により更新していること。 <ul style="list-style-type: none">・会社情報・許可の内容・施設及び処理の状況・財務諸表・料金の提示方法・組織体制・地域融和の状況等
③	環境配慮の取組に係る基準 ISO14001又はエコアクション21等の認証を取得していること。
④	電子マニフェストに係る基準 電子マニフェストの利用が可能であること。
⑤	財務体質の健全性に係る基準 （次の全ての基準に適合していること） <ul style="list-style-type: none">・直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。・直前3年の各事業年度における経常利益に減価償却を加えて得た額が0を超えること。・産業廃棄物処理業等の実施に関連する税目、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと。・特定最終処分場について、維持管理積立金の積立てをしていること。（特定廃棄物最終処分業者の場合に限る。）

2 エコアクション21（EA21）

EA21は、中堅・中小企業者でも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、環境省が策定したガイドラインに基づく第3者認証・登録制度です。（CO2削減に加え、廃棄物削減、節水等にも取り組みます。）

また、平成20年6月から実施されている県の「業者評価制度」では、環境への配慮の分野で、エコアクション21の認証・登録業者は、加点の対象となっています。

◇全国で約7,923件の事業者が、認証・登録しています。（詳細は、URL：<http://ea21.jp/>）

☆☆ 優良産廃処理業者認定制度における優良認定業者（協会会員） ☆☆
 [和歌山県優良認定業者]

産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	優良認定等年月日 許可期限年月日
大栄環境㈱ 代表取締役 金子文雄 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号	産業廃棄物収集運搬業 第03011003203号	平成26年 6月 1日 令和 3年 5月31日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050003203号	平成27年 8月16日 令和 4年 8月15日
	産業廃棄物処分業 第03041003203号	平成29年 7月27日 令和 6年 7月26日
㈱ジャルク 代表取締役 正木良昌 大阪府大阪市中央区南本町2-2-11	産業廃棄物処分業 第03022079716号	平成30年10月26日 令和 7年 9月 6日
	産業廃棄物収集運搬業 第03012079716号	平成31年 1月11日 令和 7年12月 3日
㈱丸六 代表取締役 神藤信六 大阪府泉佐野市日根野3640	産業廃棄物収集運搬業 第03000019548号	平成29年 1月13日 令和 6年 1月12日
和歌山代用燃料㈱ 代表取締役 中尾準一 和歌山県和歌山市西浜1660	産業廃棄物収集運搬業 第03000016851号	平成28年 1月28日 令和 5年 1月27日
㈱井奥建材工業 代表取締役 井奥歳一 和歌山県紀の川市桃山町調月519-1	産業廃棄物収集運搬業 第03011029472号	平成29年 3月30日 令和 6年 3月29日
㈱石井建材店 代表取締役 石井沖彦 和歌山県有田市港町793-24	産業廃棄物収集運搬業 第03014034152号	平成29年10月30日 令和 6年10月29日
	産業廃棄物処分業 第03024034152号	平成28年 7月 1日 令和 5年 5月17日
和歌山プレス㈱ 代表取締役 井川朗 和歌山県和歌山市狐島607-6	産業廃棄物収集運搬業 第03000013847号	平成25年10月24日 令和 2年10月23日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050013847号	平成25年10月24日 令和 2年10月23日
赤井工業㈱ 代表取締役 宮本清富 和歌山県岩出市畠毛226	産業廃棄物収集運搬業 第03001135471号	平成26年11月17日 令和 3年11月16日
	産業廃棄物処分業 第03021135471号	平成27年10月27日 令和 3年11月16日
㈱環境クリーンサービス 代表取締役 大島たみ恵 和歌山県和歌山市府中355-6	産業廃棄物収集運搬業 第03013069401号	平成27年 6月19日 令和 4年 6月 8日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050069401号	平成28年 9月26日 令和 5年 9月25日
㈱明光 代表取締役 紹田さよ志 和歌山県海南市下津町下津3080-1	産業廃棄物収集運搬業 第03013006808号	平成29年 7月17日 令和 6年 7月16日
㈱玖保忠 代表取締役 阪口 文章 和歌山県和歌山市出島478-11	産業廃棄物収集運搬業 第03000022891号	令和元年 8月23日 令和 8年 8月22日

[和歌山市優良認定業者]

産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	優良認定等年月日 許可期限年月日
めらリサイクル(株) 代表取締役 目良知基 和歌山県和歌山市西浜1660番地459	産業廃棄物処分業 第07220057463号	平成27年12月18日 令和 4年12月17日
和歌山代用燃料(株) 代表取締役 中尾準一 和歌山県和歌山市西浜1660番地	産業廃棄物収集運搬業 第07210016851号	平成28年 4月22日 令和 5年 4月21日
	産業廃棄物処分業 第07220016851号	平成28年 4月22日 令和 5年 4月21日
和歌山プレス(株) 代表取締役 井川朗 和歌山県和歌山市狐島607番地の6	産業廃棄物収集運搬業 第07210013847号	平成28年 1月31日 令和 5年 1月30日
	産業廃棄物処分業 第07220013847号	平成28年 1月31日 令和 5年 1月30日
(株)玖保忠 代表取締役 阪口文章 和歌山県和歌山市出島478番地の11	産業廃棄物収集運搬業 第07210022891号	平成26年 9月22日 令和 3年 8月25日
	産業廃棄物処分業 第07220022891号	平成27年10月21日 令和 4年10月20日

☆☆ エコアクション21認証・登録事業者（協会会員） ☆☆

	事業者名	代表者氏名	住 所	認証登録日	認証登録番号	主な業種
1	(株)石井建材店	石井 沖彦	和歌山県有田市 港町793-24	H18. 9. 1	0000976	廃棄物処理・ リサイクル業
2	(株)丸六	神藤 信六	大阪府泉佐野市 日根野3640	H18. 9. 7	0001012	卸売業・小売業
3	和歌山プレス(株)	井川 朗	和歌山県和歌山市 狐島607-6	H19. 1. 25	0001284	廃棄物処理・ リサイクル業
4	めらリサイクル(株)	目良 知基	和歌山県和歌山市 西浜1660-459	H19. 1. 30	0001303	廃棄物処理・ リサイクル業
5	兼杉興業(株)	杉原 俊博	大阪府岸和田市 大北町1-3	H19. 3. 27	0001416	製造業 (その他)
6	(有)日置川清掃	廣田 稔雄	和歌山県西牟婁郡 白浜町日置2039-64	H19. 4. 6	0001481	廃棄物処理・ リサイクル業
7	(有)志場商店	志場 智美	和歌山県西牟婁郡 白浜町才野220	H19. 5. 2	0001504	廃棄物処理・ リサイクル業
8	(株)明光	紹田 さよ志	和歌山県海南市 下津町下津3080-1	H23. 4. 21	0006902	廃棄物処理・ リサイクル業
9	(株)関組	関 儀平	和歌山県和歌山市 関戸2-2-24	H23. 10. 19	0007587	建設業（設備工事業を含む）
10	(株)井奥建材工業	井奥 歳一	和歌山県紀の川市 桃山町調月519番1	H24. 3. 28	0008159	廃棄物処理・ リサイクル業
11	(有)玖保忠	阪口 文章	和歌山県和歌山市 出島478番地の11	H26. 2. 20	0009919	廃棄物処理・ リサイクル業
12	赤井工業(株)	宮本 清富	和歌山県岩出市 畠毛226番地	H26. 8. 27	0010205	廃棄物処理・ リサイクル業
13	(株)ヴァイオス 桃山リサイクルセンター	吉村 英樹	和歌山県和歌山市 西庄295-9	H29. 2. 27	0011674	廃棄物処理・ リサイクル業

14	株大瀧商店	大瀧 吉宏	和歌山県紀の川市 田中馬場127-7	H30. 1. 9	0012102	廃棄物処理・リサイクル業
15	株クリーンサービス近畿	仲谷 佳晃	和歌山県紀の川市 杉原35-1	H30. 4. 20	0012306	廃棄物処理・リサイクル業
16	株ジャルク	正木 良昌	和歌山県橋本市 神野々202-1	H30. 7. 4	0012408	廃棄物処理・リサイクル業
17	株イヌイエコシステム	乾 嘉晃	和歌山県橋本市 神野々40-3	R2. 4. 30	0013055	廃棄物処理・リサイクル業

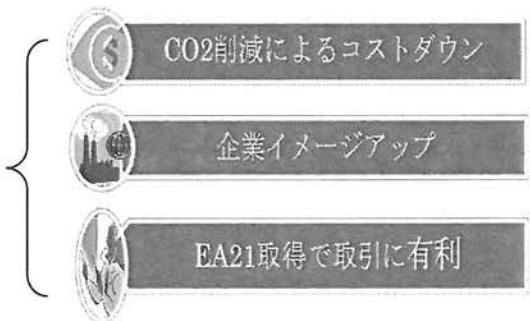
エコアクション21の認証取得に向けて

環境省 エコアクション21
CO2削減プログラム補助事業

Eco-CRIP
(エコークリップ)

- ◆Eco-CRIPとは、「エコアクション21（EA21）」をベースにCO2排出量及びコスト削減に特化した簡素な環境経営システムです。
- ◆環境経営専門家の無料サポートを受けながら、「コスト削減、省エネ化」、「CO2排出量の削減」、「取引先の要望に応える」、「エコアクション21の認証取得」、「経営基盤の強化、従業員の意識向上」等を実現できます。
- ◆エコアクション21の認証取得は『優良産廃処理業者認定制度』における基準項目の一つです。
- ◆中堅・中小事業者であれば、業種業態は問いません。ただし、電気使用量等が把握できない事業者、環境マネジメントシステムの認証取得経験のある事業者は参加できません。

企業力 up



詳しくは、(一財)持続性推進機構（令和2年度補助事業者）
【申し込み・問合せ先】
エコアクション21 地域事務局大阪 (TEL 06-6543-1521)
<http://www.ea21-osaka.jp>

和歌山スチール協同組合



昭和 53 年 3 月 創業

鉄・非鉄・古紙リサイクルヤードとして開業しました。

平成に入り、国内資源相場に右往左往している時代、世界マーケットの存在を知り資源輸出を試み商社とのタッグで全国同業者に声を掛け仲間を増やし、その仲間の仕入れ拠点・地元大阪から東南アジアに輸出を始めました。

時代は令和となり、時代と共にリサイクル資源にも法整備がきめ細かく張り巡らされ、またその法整備の隙間をかいぐる違法業者が多々現れ、我々取り巻く業界は年々難しい課題を乗り越えなければ成り立たなくなりました。

今弊社での取り扱いは、鉄・非鉄・古紙・プラスチック・一般廃棄物・産業廃棄物等弊社のモットーは、とにかく「どのような品物でもリサイクルする」です。

それに、フットワーク軽くどこにでも走り、依頼に答えられるように努力する。

社員 12 名・アルバイト 2 名の小さなヤードです。

やるべき事をやります、背伸びせず、出来る事を少しづつ着実にこなして行きます。

今世界は「新型コロナウイルス」に蝕まれています。

新しい生活様式が試されています。何が正しくて何がダメなのか・・・

我々には何が出来るのか、何をすべきなのか、焦らず見極めてから行動します



社長の独り言・・・

今年になり、歯が 2 本も割れました(＼ω＼)

春先に左肘痛で病院に、今も通院中(＼ω＼)

身体は確実に老化しています。アイアンマン

スーツかバットマンスーツが欲しい(^_-)-☆

ホームページにて「社長の独り言」随時更新中です！

6-⑪ 新入会員のご紹介

正会員

	会社名	代表者名	住所	電話番号	業の区分	許可番号
1	(株)太陽コーポレーション	川崎 勝也	〒649-2107 西牟婁郡上富田町市ノ瀬1477	0739-48-8810	収集運搬業 中間処理業	県 03000201710 県 03026201710
2	(株)共立建設	半浴 大士	〒640-8443 和歌山市延時2-10	073-453-4353	収集運搬業	県 03000142075
3	(有)塩崎土建	塩崎 町子	〒644-0044 日高郡美浜町和田2819-6	0738-23-1140	収集運搬業	県 03005190704

会員数（令和2年7月31日現在）

	正会員数
紀北支部	33
和歌山支部	72
海南・有田支部	30
御坊・田辺支部	52
紀南支部	19
合計	206

	賛助会員数
合計	11



6-⑫ 協会への入会の勧誘

～会員企業の健全な発展を目的に協会組織を充実・活性化・強化を図る～

当協会は、産業廃棄物の適正処理及び3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を図ることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

また、産業廃棄物関係業界が互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、住民との信頼関係の構築に努めています。こうした考え方立って当協会は、産業廃棄物の適正処理等を通じて「安心して住める、和歌山県づくり」に貢献できるよう努めています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、そのためには、組織をさらに強固なものとしていくことが肝要であります。

協会会員の増強・充実につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とはいえないのが現状であります。このため、できるだけ多くの方々に入会していただき、法改正等への対応、協会組織の強化、活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者の方には正会員として、また、排出事業者の方々も会員・賛助会員として、入会をお勧めいただきますよう、お願ひいたします。

◎入会金 正会員 50,000円

◎会費 正会員 年額 84,000円（収集運搬業）

年額 120,000円（処分業）

※ただし、収集運搬業、処分業兼業者は処分業年額、また、産業廃棄物処理業の許可を持たない正会員は、収集運搬業年額を適用します。

賛助会員 年額 30,000円

◎入会方法 入会申込書を提出していただくことになっております。

下記協会事務局へご連絡いただければ、入会申込書をお送りいたします。

◇◆◇一般社団法人和歌山県産業資源循環協会◇◆◇

〒640-8150

和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル

T E L : 073-435-5600

F A X : 073-424-5553

U R L : <http://wakayama.sanpai.com>

E-mail : wasanpai@sanpai.com

6-⑬ 全国産業資源循環連合会政治連盟 和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟

和歌山県地区政治連盟は、国土の環境保全の理念に基づき、産業廃棄物処理業の利益を代表し、社会的・経済的な地位の確保・向上を図り、業界の発展を促進させ、もって地域社会の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与するため、必要な政治活動を行うことを目的として、平成21年8月3日設立しました。

数が力となります。全協会員が加盟していただきますようお願いします。

(I) 和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟の第1回理事会が次のとおり開催されました。

開催日：令和2年1月29日（水）

場 所：協会会議室

議 題：(1) 令和元年活動報告並びに令和元年収支決算報告について

(2) 令和2年活動計画案並びに令和2年収支予算案について

(3) 役員改選について 現役員全員を留任とする。

(4) その他について協議しました。

(II) 和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟の第11回通常総会が次のとおり開催されました。

開催日：令和2年2月26日（水）

場 所：協会会議室

議 題：第1号議案 (1) 令和元年活動報告並びに令和元年収支決算報告について
(2) 令和元年監査報告

第2号議案 令和2年活動計画案並びに令和2年収支予算案について

第3号議案 役員の改選について 現役員全員を留任とする。

その他について審議され、原案通り承認されました。

和歌山県産業資源循環協会

和歌山県地区政治連盟役員名簿

(令和2年2月26日)



理事長	武田 全弘
副理事長	須磨 徳裕
副理事長	坂口 秀樹
理事	森田 清郎
理事	加隈 隆照
理事	山本 雅弘
監事	吉村 英樹
監事	森脇 敏夫
会計責任者	山本 彰徳

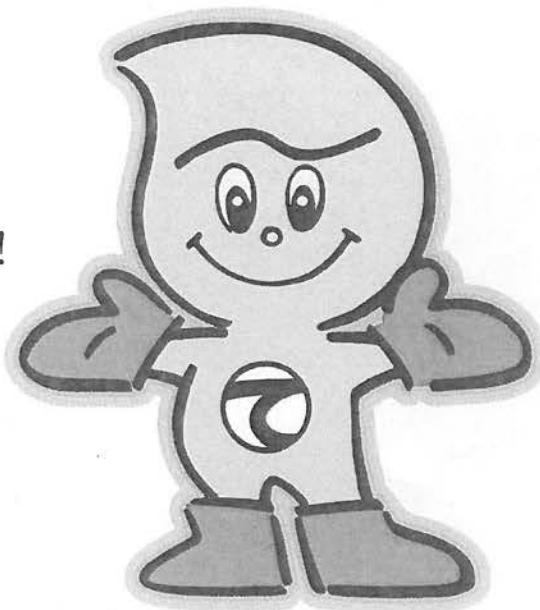
全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い！

☆和歌山県地区政治連盟は、会員の社会的地位の確保と経済的基盤の向上を図ることを目的に平成21年8月に当協会理事会の承認を得て、和歌山県選挙管理委員会に政治団体設立届を提出しました。下記の事項を確認のうえ、事業目的にご賛同いただき、未加入の全会員各位に加入をお願いするものであります。

☆我々協会は全国47都道府県に唯一組織された団体ではありますが、官庁評価は補完的位置づけとされているのが現状であります。法律の求める適正処理を順守するためには、適正な処理費を享受し、適正な利潤が確保されなければ業界全体の将来はないと考えます。

平成26年の10月14日には産業廃棄物処理業における制度や振興策等の実現を図ることを目的として自由民主党衆参両議院有志103名による「産業・資源循環議員連盟」が設立されました。産業・資源循環議員連盟が設立された今こそ、全国産業資源循環連合会会員が一丸となって業界の将来を見据えなければならないのではないでしょうか。まだまだ多くの方にご理解を求め、力を貸していただく活動を強力に展開しなければならない岐路に立っている今、その活動の拠点となる和歌山県地区政治連盟にご加入よろしくお願いいたします。

てき丸くんからのお願い！



6-⑭ 公益社団法人産業廃棄物処理業振興財団から助成のご案内



サプライズ! さんぱいプライズ

～令和3年度 産業廃棄物処理助成事業～

【助成事業とは・・・】

本財団では、産業廃棄物に関する3Rの技術開発、環境負荷低減技術の開発、既存の高度技術を利用した施設設備やその起業化、農林漁業バイオ燃料法及び小型家電リサイクル法により認定された研究開発事業者に対して、助成基金を設けて支援しています。

【助成事業の実施期間は原則1年以内】

助成事業の実施期間は、原則として令和3年4月から1年以内とします。ただし、事業の種類によっては、令和5年3月までの最長2年間の申請も可能です。

【年間助成額は最高500万円】

年間の助成金額は最高500万円です。なお、2年継続し助成事業を希望し選考に合格した事業については、合計で最高1,000万円の助成が可能となります。

応募資格、対象となる事業は当財団ホームページをご参照ください。

《応募手続き》

(1) 助成事業申請書類の入手方法

募集内容の詳細及び助成事業申請書類の様式は、本財団のホームページからダウンロードしてご利用下さい。

<http://www.sanpainen.or.jp/service02.php>

(2) 応募方法

記入要領を参考に申請書を作成し、申請に必要な書類とともに下記の応募先に郵送して下さい。

(3) 応募締切日

令和2年9月30日（水） 消印有効

※ 応募前の事前相談を必ず行ってください。

※ ご提出いただいた書類等は返却いたしません。また、申請書に記載いただいた内容については、当財団の個人情報保護方針に準じて個人情報と同等に取扱わせていただきます。

〈応募先・お問い合わせ先〉

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1番18号 ヒューリック虎ノ門ビル10階

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 技術部（担当：斎喜、長田）

TEL : 03-4355-0155 FAX : 03-4355-0156 URL : <http://www.sanpainen.or.jp>

E-mail : info@sanpainen.or.jp

お気軽にお問い合わせください。

7

編集後記

平素は、当協会の運営にご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今年は年明け早々中国武漢の新型コロナウイルス感染拡大が始まり、1月末には日本国内のマスク不足が目立ち初め、2月にはダイヤモンドプリンセス号で3,711人中712人が集団感染する事態となりました。

4月7日に国から緊急事態宣言が発せられ、7府県の往来を自粛するよう呼びかけられました。和歌山県では190人の感染者が出て、全国では50,000人以上が感染しました。世界の感染者は2,100万人以上、死者は75万人を超える収束する気配はありません。

6月19日に自粛要請が解除されたものの、毎日のように新規感染者が見つかり、リモートワーク、在宅勤務、一人ひとりが3密を避け、手洗い、消毒、マスク着用が習慣となりました。

早期のワクチン開発で、元の経済活動、日常生活に戻ることを願うばかりです。

また、皆様のご協力により、第8回通常総会も無事終えることができました。改めてお礼申し上げます。今年度は役員改選があり、武田会長が名誉会長に、目良副会長が会長に、新たに3名の副会長が選出されました。会員の皆様とご一緒に、環境再生、資源循環社会の構築に向けて邁進して参りますので、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが会員の皆様のご繁栄とご健勝を祈念申し上げるとともに、今後とも協会の業務運営にご支援、ご協力をお願い申し上げます。

じゅんかん わかやま VOL. 44

令和2年8月

発 行 人

目 良 敏

企画・編集

山 本 彰 德

発 行 所

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

〒640-8150

和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル

TEL 073-435-5600

FAX 073-424-5553

URL <http://wakayama.sanpai.com>

E-mail wasanpai@sanpai.com

印 刷

和歌山県海南市築地6-24

有限会社 かさい

TEL 073-482-1647